

看護学教育評価

自己点検・評価報告書

2021 年 7 月 31 日

東京慈恵会医科大学 医学部看護学科

記載にあたり、次のような表記、用語解とした(別紙資料とするのではなく、冒頭に記載する案です)

1. ディプロマ・ポリシー：DPと表記した。
2. カリキュラム・ポリシー：CPと表記した。
3. アドミッション・ポリシー：APと表記した。
4. カリキュラム・ルーブリック：DPである8能力の評価指標と、学年ごとの評価基準(レベル)を詳細に説明したものである。CRと表記した。
5. カリキュラム・ツリー：各科目が主として涵養するDPを決定し、配置したものであり、学年の進行と横断的な涵養が一覧できるように配置したもの。科目が涵養するとしたDPすべてにそれらを配置したカリキュラム・マップに基づいて作成した。

評価基準1. 教育理念・教育目標に基づく教育課程の枠組み

評価項目：1-1. 看護学学士課程の教育理念・教育目標

観点1. 教育理念は、学部の場合は所属する大学の設置の趣旨や建学の精神、学科・専攻の場合はさらに学部の設置の趣旨と合致している。

<現状>

看護学科の教育理念は「人間の尊厳に基づいた心豊かな人間性を形成し、専門的・社会的要請に応じられる看護の基礎的能力を養い、看護学の発展に貢献できる創造性豊かな資質の高い看護実践者を育成する」であり、この理念に基づき、5つの教育目標を設定している(根拠資料1:定款・寄付行為、2:学則、18:大学案内、19:募集要項、27:シラバス)。学祖高木兼寛は建学の精神として「病気を診ずして病人を診よ」という言葉を残している。また、「医師と看護婦(師)は車の両輪の如し」という言葉も残しており、先述の建学の精神と同等に看護学科の教育理念の礎となっている(根拠資料38:建学の精神・大学の使命・学則、看護学科設立の理念・教育理念・教育目標)。これらに基づき、平成4年に医学部に看護学科を設置する際、病気を持つ人の身体だけでなく心やその人が置かれた社会的状況にも配慮するという医療従事者の基本的理念と、チーム医療の連携と協調の精神を教育理念として表している(根拠資料39:DP・CR、40:2020年度BSC年間評価報告)。2020年には、本学の教育指針や到達目標などの基本姿勢を端的に示し、かつ、本学の社会的責任を含めた大学の使命が新しく策定され、看護学科の教育理念と大学建学の精神が具体的に合致することが確認された(根拠資料42:2019年度第1回拡大カリキュラム情報交換会記録、43:大学の使命策委員会議記録)。

<課題と改善の取り組み状況>

教育理念は、建学の精神に基づきつつも、社会情勢やその変化の中で見直しを必要とする。そのため、変化し続ける社会ニーズや次世代への展望において合致する教育理念であるかを、継続してみていく必要がある。学生や卒業生を対象に行うDP評価等の調査結果から、カリキュラムの適切性のみならず教育理念が建学の精神と社会ニーズに即したものであるかを検証していく。

観点2. 教育目標は、教育理念を具体化している。

<現状>

看護学科の教育目標は、教育理念「人間の尊厳に基づいた心豊かな人間性を形成し、専門的・社会的要請に応じられる看護の基礎的能力を養い、看護学の発展に貢献できる創造性豊かな資質の高い看護実践者を育成する」をもとに具体化された5つの能力を養成することを表わしている。教育理念の「人間の尊厳に基づいた心豊かな人間性を形成」は、教育目標「人のいのちを尊び、人の心を大切にす豊かな感性と高い倫理観を培い、豊かな人間性を養う」として具体化

するなどである。

<課題と改善の取り組み状況>

教育目標は教育理念を具体化しており、現状では齟齬はない。しかし、教育目標の適切性については、社会ニーズや教育方法の変化に応じて今後継続的に見直していく。

観点3. 教育目標は、設置主体や所属地域の保健医療ニーズを考慮している。

<現状>

大学が設置されている地域には、大規模集合住宅における高齢者の閉じこもりに起因する健康課題や養育者の孤立など、都市特有の保健医療ニーズがある。DP「地域医療連携能力」はこのような地域の保健医療ニーズに対応したものであり、地域連携実習やボランティア論・サービスラーニング等を涵養科目としている。また、地域連携看護学実践研究センター（以下 JANP センター）の活動では、国領キャンパスの周辺地域の保健医療ニーズをあらためて調査・把握し、高齢者の健康課題に対応する「みんなの保健室」を実習科目として開催するなど、学生の教育との連動も図っている（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック、44：慈恵 HP より看護学科設立の理念、根拠資料 45：慈恵 HP より教育理念・教育目標、27：シラバス_p199-206 ボランティア論・サービスラーニング、46：JANP センターホームページ）。

<課題と改善の取り組み状況>

地域の保健医療ニーズは、継続的に調査・分析し、教育目標やその運用に反映していく必要がある。特に、教育理念の「社会的要請に応じられる」活動は、JANP センターの活動に学生が参入し継続中である。また、コロナ禍など急激な社会情勢の変化において求められる創造的な看護学の応用、学究など、資質の高い看護実践者の育成に留まらない教育理念に対応する教育目標の検討を行っていく。

評価項目：1－2. 看護学学士課程の DP 等

観点 4. ディプロマ・ポリシーは教育目標と整合性がある。

<現状>

DP は「主体的学修能力」「課題解決能力」「パートナーシップ」「地域医療連携能力」「倫理的姿勢」「教養に裏付けられた品格を備えた態度」「メンバーシップ・リーダーシップ」「国際的視野」の 8 つである。これらは、教育目標に基づいて、「どのような卒業生を輩出したいか」をテーマに全教員が討議した結果、明らかにした能力を具現化する経緯を経て設定した。教育目標「①人のいのちを尊び、人の心を大切にする豊かな感性と高い倫理観を培い、豊かな人間性を養う」は DP5 の「倫理的姿勢」と DP6 「教養に裏付けられた品格を備えた態度」が、「②看護の対象の全人的理解を目指しパートナーシップを構築していく能力を養う」は DP3 の「パートナーシップ」が、「③人々の生活・健康の質を高めるために看護専門職として必要な知識・技術を習得し、科学的な根拠に基づいた看護実践ができる能力を養う」は DP2 の「課題解決能力」が、「④社会情勢の動向を踏まえ、看護の専門職として自律して保健・医療・福祉領域と協働できる能力を養う」は DP4 の「地域医療連携能力」と DP7 の「メンバーシップ・リーダーシップ」、DP8 の「国際的視野」が、「⑤主体的な学習態度を身につけ、自己研鑽し続ける能力を養う」は DP1 の「主体的学修能力」が主に関連する能力である。これらの関連は、DP の趣旨としても説明している（根拠資料 39：DP・CR）。

<課題と改善の取り組み状況>

DP は教育目標と整合性は確認できているが、看護学教育を取り巻く社会情勢の変化に応じて、整合性を確認して行く必要がある。CR の見直しを通して、DP の概念を教育目標との整合性という観点からモニタリングしている。

観点 5. ディプロマ・ポリシーは卒業時に獲得している能力を明示している。

観点 6. ディプロマ・ポリシーに能力の獲得の判断指標が明記されている。

<現状>

8 つの DP はそれぞれにその概念説明があり、オリエンテーションガイドブック及び講義要項に明示されている（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p3～15、47：慈恵 HP より DP、CP、AP、25：2021 年度カリキュラムツリー、48：CP、49：学生ポートフォリオマトリクス）。DP の能力獲得の判断指標として CR が 4 段階の達成レベルとして設定され、明記されている。DP が包含する「パートナーシップ」「メンバーシップ・リーダーシップ」「倫理的態度」等ノンテクニカルスキルについても詳細に評価できる指標として明記している。

<課題と改善の取り組み状況>

学生の e ポートフォリオを用いた DP 到達度評価を行い、その達成レベルが 1 年生から 4 年生にかけて高くなる傾向であることを確認した。これらの評価を継続するとともに、評価方法の妥当性を検証していく。

観点 7. 当該教育課程を修めることにより付与できる資格等が示されている。

<現状>

本学科の教育課程を修めることにより、看護師国家試験と選択制で保健師の国家試験受験資格が得られることは、学則第 13 条（2）に示されている。保健師国家試験受験資格についての詳細は、オリエンテーションガイドブックに明記している（根拠資料 2：学則、24：オリエンテーションガイドブック p3-8、）。

<課題と改善の取り組み状況>

学生にとってわかりやすいよう、当該教育課程を修めることによる看護師の付与資格についてオリエンテーションガイドブック履修要項に明確に掲載した。

1-3. 看護学学士課程のカリキュラム・ポリシーと教育課程の枠組み

観点 8. カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを反映している。

<現状>

カリキュラム・ポリシー(以下 CP)は、8つの DP (以下 DP) を達成するためのカリキュラム構成を次のように説明している。すなわち、「高度化多様化する看護ニーズに対応するための基礎的知識と深い教養を涵養する」ことと「変化し続ける社会の中で、自己の人間性を高め質の高い判断力を育成する」ことをねらいとしている。DP1 主体的学修能力には「1. 主体的学修能力育成のために、各学年に4年間一貫の看護総合演習を配置する」、DP2 課題解決能力には「2. 課題解決能力を育成するために、ライフステージや健康レベルに応じた看護ニーズを見極め課題解決する科目を配置する」、DP3 パートナーシップには「3. 看護の対象者とパートナーシップを築き看護を提供する能力育成のための科目を、課題解決能力育成のための科目と連動して配置する」、DP4 地域医療連携能力には「4. 変化する社会情勢に即した実践に必要な地域医療連携能力を育成するために、段階的に複数の関連科目を配置する」、DP5 倫理的姿勢には「5. 看護の対象者の様々な権利や人権を尊重し、看護専門職者としての行動と責任を示す倫理的姿勢を涵養する科目を全学年に配置する」、DP6 教養に裏付けられた品格を備えた態度には「6. 低学年次に多様な科目から教養を学び、実習の中で段階的に看護専門職者としての品格を備えた態度を涵養できる科目を配置する」、DP7 パートナーシップ・リーダーシップには「7. 組織の目的達成に向かって活動するためのメンバーシップとリーダーシップのあり方を実践的に修得するために、学内演習科目と実習科目を組み合わせ配置する」、DP8 国際的視野には「8. 国際的視野を育成するために、外国語によるコミュニケーション能力を育む科目、および国際看護に関連する専門科目を配置する」として、CP が DP と連動して構成されている(根拠資料 39: DP・CR)。科目は、CP1 では看護総合演習 I～IV、CP2 では看護過程 I～IIIなどが涵養科目として設定されている(根拠資料 25: 2021年度カリキュラムツリー、48: CP)。学生が理解しやすいように、DP 番号と CP 番号は対照している(根拠資料 17: 履修要項、24: オリエンテーションガイドブック p9-15、50: 2020年度カリキュラム委員会活動報告書、51: 2021年度各モニタリングチーム活動目標・計画一覧)。

<課題と改善の取り組み状況>

カリキュラムの効果的運用を推進するとともに、CP・DP・CRについて継続して見直しを行う仕組みを構築することが必要である。そのために、2017年度から開始した現行カリキュラムを履修した4年生を対象に、2020年度にカリキュラム構成に関する調査を実施した。調査結果からカリキュラム構成に関する長所と課題を明らかにし、2022年度新カリキュラムの改正において課題が改善できるよう検討を進めている。

観点 9. 教育課程は、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系的に構成されている。

観点 10. 専門関連科目と専門科目の連携が図られている。

<現状>

CPに基づいて体系的に科目を配置している。カリキュラムツリーは、策定の過程において、各科目担当者、非常勤講師、兼任講師(看護学科講義を担当する医学科の教員)にカリキュラムマップ(根拠資料 25: カリキュラムツリー、48: 2021年度 CP)を記入してもらい、担当科目の DP 上の位置づけと共に、DP ごとの涵養科目や DP 間の関連を確認した。その上で、担当科目のシラバスの目的・目標がどの DP を涵養するものなのかを明記することをシラバス作成時の必須項目として、これをシラバス作成ガイドに明記した。以上により、専任教員をはじめとする科目担当者すべてが看護学科 DP における担当科目の位置づけを確認できる仕組みとしている(根

拠資料 26：シラバス作成ガイド)。

専門関連科目と専門科目の関係性や過不足については、看護学科カリキュラムにおける科目と DP の連動性、および、関連科目における DP の一貫性を確認、検討することを目的に設置した

「DP モニタリングチーム」が確認し、課題の明確化と必要な改善を行っている（根拠資料 50：2020 年度カリキュラム委員会活動報告書）。モニタリングチームは、8 つの DP を関連する 5 チームに分けて担当し、専門関連科目と専門科目内容の DP の一貫性について確認すると同時に、科目担当者との意見交換を実施し、科目運用の実態に即した改善を行っている（根拠資料 51：2021 年度各モニタリングチーム活動目標・活動計画一覧）。また、教学委員会が開催する「講師会」では、専任教員、非常勤講師、兼任講師が一堂に会しカリキュラムについて話し合う貴重な機会となっている（根拠資料 52：2020 年度看護学科講師会記録）。

＜課題と改善の取り組み状況＞

CP に基づいて体系的に構成されている教育課程について、学生・教員・講師と共有するとともに、学生・教員対象のカリキュラム評価を継続し、学生の意見を踏まえて、教育課程を検討していくことが必要である。また、DP を保証する科目配置について点検を継続すること、特に「教養教育科目」の配置について、検討の継続が必要である。

授業評価やカリキュラム構成に関するアンケート調査とその結果を踏まえ、2020 年度から新たに学生カリキュラム委員を制定し、学生の意見を反映したカリキュラムの検討を推進した（根拠資料 53：学生カリキュラム委員の役割）。具体的には、学生カリキュラム委員の教員カリキュラム委員会への参加推進、教学委員会、学生委員会、カリキュラム委員会合同 FD・SD 会議、カリキュラム委員会、FD 委員会共催の「拡大カリキュラム情報交換会」への参加を通して学生とのディスカッションを推進した。今後も DP モニタリングチームによる点検、専任教員、非常勤講師、兼任講師に新カリキュラム内容を周知し、教養科目・専門基礎科目と専門科目との連携と効果的な運用を推進するために講師会の継続、シラバス作成要領をもとに DP、CR に基づくシラバス作成の依頼、教学委員会、臨地実習委員会、FD 委員会、学習評価システム委員会、看護学科内部質保証推進委員会、学内外会議、協議会出席者との連携を図る。

観点 11. 教育課程は看護学の基礎を効果的に教授する科目構成となっている。

観点 12. 科目の学年配置、あるいは前提科目等が適切である。

＜現状＞

教育課程は、「医療基礎科目」「教養教育科目」「看護専門基礎科目」「看護専門科目」で構成している（根拠資料 25：カリキュラムツリー）。「医療基礎科目」「教養教育科目」「看護専門基礎科目」を主に 1-2 年生に配置し、それら基礎科目の履修を前提に「看護専門科目」を履修する構成としている。また各 DP を達成するカリキュラム構成は学年進行における習熟度を考慮している。すなわち、DP1 主体的学修能力では、各学年に 4 年間一貫の看護総合演習を配置することで、段階的に主体的な学修姿勢を修得できる科目配置としている。DP2 課題解決能力では、2 年生から 3 年生にかけて段階的に看護過程を履修するための看護過程Ⅰ～Ⅲや、3 年生から 4 年生にかけて研究方法論や看護研究を配置している。DP4 地域医療連携能力では、社会の現状を踏まえた創造的な思考を育むために、低学年から選択できる「ボランティア論」「サービスマーケティング」を設置し、実習との連動することで効果的に学修できる設定とした「メンバーシップ・リーダーシップ論」を 2 年生、4 年生に設置している。DP5 倫理的姿勢では、倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養うために倫理的姿勢を涵養する科目を全学年に配置している。DP8 国際的視野では、短期の海外留学の機会を 2、3、4 年生に設定し、履修に向けての準備科目を配置している。実習科目では、その前提科目を設定している。教務内規において明示し、学生の主体的

履修を促している（根拠資料 16：看護学科教務内規、第 19 条・第 21 条に定める「実習を主とする看護専門科目」）。

看護職国家試験対策については、正規の科目として配置しておらず、学生の自主的な委員会にて模擬試験等を時間外で運営を進めている（根拠資料 54：2020 年度 3 年次国家試験模試一覧、55：2020 年度 4 年次国家試験対策一覧）。

＜課題と改善の取り組み状況＞

教育課程は CP に基づき、段階的に看護学士課程のカリキュラムを修得することを目指した設定となっているが、2017 年度からの現行カリキュラムの評価は実施できていなかった。2020 年度にはじめて当該過程を履修した 4 年生、および 4 年間の教育課程を担った教員を対象に、DP 達成状況とカリキュラム構成に関する調査を実施した（根拠資料 56：2020 年度カリキュラム構成に関する調査）。調査結果からは、看護学の基礎を効果的に教授できる科目構成として課題が明らかになった（根拠資料 57：2020 年度 教員による平成 29 年度改正カリキュラム評価アンケート結果の概要、58：2020 年度 学生による e ポートフォリオでの各 DP のリフレクション結果の概要）。課題は主体的学修についての学生への動機づけや、課題解決能力修得のための学習時間の確保、国際的視野を修得するための科目設定の不足などである。これらの課題は、看護学科 IR 推進委員会がほかの調査結果とも併せて“改善を要する課題への提言”として提示され、カリキュラム委員会において改善方略を検討している。検討は次年度のカリキュラム改正に反映する短期的方略と、教育課程の構成自体の検討を要する長期的方略を区別して推進している（根拠資料 59：2019-2020 年度 IR 推進委員会から各委員会への提言、60：2019 年度カリキュラム委員会活動報告書）。

観点 13. 高大連携や初年次教育を意識し、大学で学ぶための心構えを作る工夫がされている。

＜現状＞

入学決定者に対して、教学委員会より、指定図書によるレポート課題を課し入学後に提出することにしている。指定図書は、フロレンス・ナイチンゲール著「看護覚書 - 看護であること看護でないこと」である。提出された課題は、オリエンテーション期間プログラムである「慈恵看護教育とナイチンゲール」において、担当者の看護学科長よりフィードバックがある。

また、学校推薦型選抜試験による入学予定者には、Web 会議システム Zoom を用いた同期型方法により、本人、進路指導教員、担任教員、大学側事務担当者、入試委員長がオンラインでの顔合わせを行い、一般入学者選抜試験による入学予定者よりも豊富な課題設定を行い、取り組み方法の詳細について説明を行っている。具体的課題内容として、上記指定図書によるレポート課題のほか、入学後すぐに履修する理科科目の復習、基礎的なコンピュータスキルの学習、英語学習、在学生の授業への一部参加などである。学校推薦型選抜試験入学予定者も、入学後に実施内容を提出している。

＜課題と改善の取り組み状況＞

学校推薦型選抜試験は 2020 年度から導入した入試方法であり、入学予定者への入学前学習課題ははじめての実施である。今後、取り組み状況や成果を評価し、一般入学選抜試験の入学予定者の入学前学習課題にも反映するなど、必要な改善を行う必要がある。今年度、事前学習課題を実施した学生を対象に、入学後面談を予定している。面談を通して、実施について直接意見を聞き、評価する予定である。

評価項目：1－4．意思決定組織への参画

観点 14. 看護学教育プログラムを統括する上位の決定権のある会議へ、看護学教育の責任者は議題を提出できる。

観点 15. 看護学教育の責任者の選考基準が明確である。

<現状>

本学における看護学教育プログラムに関する内容は、看護学科長の諮問機関である企画運営予算委員会（根拠資料 62：企画・運営・予算委員会内規）において検討された後、学長および看護学科の専任教授（特任教授を含む）をもって構成される看護学科教授会議において審議される（根拠資料 63：看護学科教授会議規定）。審議された重要案件については、学長が開催する全学的な会議体である大学運営会議（全学長諮問会議）において看護学科長が議題として挙げ、検討される（根拠資料 64：大学運営会議規定）。看護学科教授会議で審議されたもののうち重要事項、さらに大学運営会議で検討された重要事項については、学長が理事会に提案し（根拠資料 65：学校法人慈恵大学寄付行為 第 3 章役員及び理事会）、その議を経て、決定される。またその内容によっては、理事長からあらかじめ東京慈恵会医科大学評議委員会に諮問される（根拠資料 66：学校法人慈恵大学の体制）。本学における看護学教育の責任者である看護学科長は、この意思決定プロセスにおいて、企画運営予算委員会および看護学科教授会議での議長を務めている。（根拠資料 15：組織図）

看護学科長の選考基準は、平成 18 年に東京慈恵会医科大学医学部看護学科長専任等規定として策定され、運用されている（根拠資料 5：東京慈恵会医科大学医学部看護学科長専任等規定）

<課題と改善の取り組み状況>

本学では大学運営面に関する学長の意思決定をサポートする会議としてこれまで学長諮問会議が開催されてきたが、令和 3 年 4 月 1 日より、効力を高めた審議機関として大学運営会議へと改組された。この会議に看護学教育の責任者として看護学科長が参画することにより、看護学教育に関する重要事項や看護学科としての意向がより明確に大学の意思決定に組み込まれることが期待される。

評価基準 2. 教育課程における教育・学習活動

評価項目：2-1. 教育内容と目標・評価方法

観点 1. 各科目担当者は DP、カリキュラム・ポリシーに基づいて教育内容を構成している。

＜現状＞本学では 8 つの DP (D1 主体的学修能力、D2 課題解決能力、D3 パートナーシップ、D4 地域医療連携能力、D5 倫理的姿勢、D6 教養に裏付けられた品格を備えた態度、D7 メンバーシップ・リーダーシップ、D8 国際的視野) に沿って、これらの能力の育成を目的に CP が設置されている。CP は、医療基礎科目、教養教育科目、看護専門基礎科目、看護専門科目で構成され、「高度化多様化する看護ニーズに対応するための基礎的知識と深い教養を涵養する」「変化し続ける社会の中で、自己の人間性を高め質の高い判断力を育成する」という方針がある。さらに DP1～8 に対応する 8 項目の CP があり、たとえば DP 1 「主体的学修能力」については「1. 主体的学修能力育成のために、各学年に 4 年間一貫の看護総合演習を配置する。」という CP を設定している。すべての科目がいずれかの DP の能力を育む仕組みとしてカリキュラム・ツリーに記載されている。それぞれの科目のシラバスには、目的の部分に狙いとする DP を、到達目標にそれぞれの DP の到達すべきレベル明記している。(根拠資料 25：カリキュラムツリー、47：慈恵 HP より DP CP AP、根拠資料 48：CP、根拠資料 27：シラバス)

＜課題と改善の取り組み状況＞

それぞれの科目で狙いとする DP が達成されたかどうかを個々の科目の授業評価で確認しているが、さらにこれら授業評価を組織的に確認するシステムの構築が必要である。そのため、内部質保証推進委員会ですべての科目の授業評価結果に基づき、各科目が DP、CP に基づいた内容展開になっているかを確認している。確認した結果は、各科目担当者に対し改善すべき内容を提言としてフィードバックしている。提言内容が実施されたかを確認するための仕組みづくりを行っていく。

観点 2. 時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容である。

＜現状＞

平成 29 年のカリキュラム改正においては、少子高齢化、情報化などの急激な社会変容、労働市場・就業構造の流動化によって、将来予測が困難な中、主体的な学習能力の強化・課題解決能力の強化・地域医療連携の推進・チーム医療の推進・教育と臨床の連携強化などの必要性を踏まえ、現行(平成 28 年当時)の教育内容を評価した。その結果、「多職種連携」の強化、「課題解決能力」の強化、倫理教育の充実、メンバーシップ・リーダーシップを実践的に学ぶ必要性、カリキュラムには明確に位置づけられていなかった国際的視野を DP に反映させる必要性などが明らかになり平成 29 年度にカリキュラム・教育内容の見直しを行った(根拠資料 67：平成 29 年度カリキュラム申請書類)。さらに平成 30 年度に DP モニタリングチームを発足させ(根拠資料 68：平成 30 年度モニタリングチーム活動計画)、DP ごとに平成 29 年カリキュラムを評価し、さらに看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性を分析し、当学科のカリキュラム内容は当該内容をほぼ網羅していることを確認した(根拠資料 69：平成 29 年度カリキュラムと看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの整合性分析)。DP を保証するカリキュラム内容のさらなる充実が必要であると考え、2019 年のカリキュラム変更では 1) ICT 機能を適切に活用する能力修得のために情報科学の時間数を増加、2) DP の涵養を強化し、看護専門職としての基礎力を養い、より高い専門性を追求する志向を促すために、ボランティア論、サービスラーニング等の選択科目を増やした(根拠資料 70：2019 年度カリキュラム申請書類、71：2019 年度カリキュラム委員会活動報告書)。さらに、国際的視野を強化するために、英国キングス・カレッジ(KCL)、シンガポール大学、国立台湾大学等と協定を締結し交換留学制度を設けた(根拠資料 72：KCL

シンガポール 国立台湾大学との協定書の写し)。平成 30 年の文部科学省 Society5.0 に向けた人材育成に係る大臣懇親会等を受けて、2020 年度には情報科学の授業において、Society5.0 や人間中心の AI 原則などの内容を盛り込み時代の要請と最新の知見を踏まえた教育内容にしている（根拠資料 73：2020 年度情報科学コース、74：2020 年度情報科学授業スケジュール COVID-19 対応版）。さらに 2021 年度シラバス作成時に、科目を担当する教員の研究成果や専門領域における最新の研究知見を用いた教育についてはシラバスに記載するよう教員にシラバス作成マニュアルを用いて周知徹底し、相互チェックシステムにより、シラバスへの記載が徹底されている（根拠資料 26：2021 年度シラバス作成ガイド）。

＜課題と改善の取り組み状況＞

シラバス作成マニュアルでは研究成果や最新の研究知見を記載するよう求めているが、「実施があれば記載」としているため、実際に当該事項をふまえた教育内容を持つのは数科目に止まっている。そのため、シラバス作成時期には、カリキュラム委員会より可能な限り授業内容に加えることを提言している。シラバスに掲載した「時代の要請」と「最新の知見」の更新について、例えばコロナ下での社会ニーズの変化への対応などが反映されているかどうか等をカリキュラム委員会等で確認していく。

観点 3. 各科目の到達レベルが明示されている。

観点 4. 各科目の到達度を測る評価方法（評価の観点）が明示されている。

観点 5. 評価者が明示されている。

＜現状＞

カリキュラム委員会では、シラバス作成依頼時に科目責任者に周知し、すべての科目のシラバスの目的に、狙いとする DP を明示し、さらに、到達目標に具体的に何をどこまで達成するのか、DP ごとの CR のレベル、評価方法、フィードバックの方法を具体的に記載している（根拠資料 26：2021 年度シラバス作成ガイド）。加えて、学習上の注意を設け、課題の提出先に対する注意などを記載し適切な評価につながるようにしている。筆記試験以外で評価する看護技術試験、レポートの場合には事前にルーブリックを作成し学生に提示している。シラバスの冒頭に、科目責任者名を記載し、文末に授業を担当する教員の氏名・連絡先を明記しオフィスアワーを明示している。また、授業スケジュールにそって、担当者、授業内容を一覧で明記している。看護過程Ⅰ～Ⅲなど演習科目については、授業の最初に学生のグループごとに担当者を提示し、評価者が把握できるようにしている。臨地実習においては実習要項において、同様に記載し、学生に周知している（根拠資料 27：シラバス、29：実習要項 第 1-3 巻）。

＜課題と改善の取り組み状況＞

シラバスに明示された到達レベルや評価方法、評価者を、学生が認識し学習効果の向上に活用できているか確認することが必要である。カリキュラム委員会において、学生によるシラバスの活用と学習効果の関連について、継続的にモニタリングする。

観点 6. 成績評定基準が明確に定義され、周知されている。

＜現状＞

教務内規において、評価の方法は、筆記試験、口頭試験、および実習・演習評価があり、科目責任者の裁量によって論文、レポートをもって実施することができることを示している（根拠資料 16：教務内規第 5 条）。評価方法はシラバスで科目ごとに提示されている。試験日程はあらかじめ、学事予定に定められた期間に実施するものとし、試験開始の 3 週間前までに掲示することとしている（根拠資料 16：教務内規第 7 条）。試験開始 20 分以上遅刻した学生には原則とし

て受験を許可しない（根拠資料 16：教務内規第 9 条第 2 項）とし、試験開始後 30 分を経過するまで退席できない（根拠資料 16：教務内規第 9 条第 3 項）。成績評価は各科目担当責任者が試験の成績、その他を考慮して総合的に行い（根拠資料 16：教務内規第 11 条）、成績評価は A、B、C、D の 4 段階（GPA 値は、4、3、2、0）に分け、C 以上（GPA2 以上）を合格とする。「A（4）：100～80 点、B（3）：79～70 点、C（2）：69～60 点、D（0）：59 点以下」（根拠資料 16：教務内規第 11 条第 2 項、27：シラバス、29：実習要項）。これら教務内規については、年度始めに「医学部看護学科オリエンテーションガイドブック」として冊子が配付され、入学時オリエンテーションでは、同冊子を基に口頭で解説をし、周知している（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p16-20）。各科目の授業・演習の評価基準、例えば看護総合演習 I～IV の評価にあたっては、担当教員間で評価に差が出ないようにルーブリックを作成し、事前打ち合わせ、評価後のミーティングを実施して公平性を保っている。また、学生にも最初の授業で周知している。

＜課題と改善の取り組み状況＞

科目によっては成績評価基準、評価観点、ルーブリックをシラバスに掲載しているものもあるが、統一されていない。これまで立命館大学の沖教授を講師に、ルーブリック作成の必要性と作成方法の FD を複数回実施し改善に取り組んできた。今後も、成績評価基準の作成に関する FD を開催し、学生への評価の公平性を担保していく。

観点 7. 評価は学生にフィードバックされている。

＜現状＞

当該年度の成績評価は、4 年生は卒業時に、1、2、3 年生は翌年度のオリエンテーションで成績表が本人に紙媒体で手渡されている。日々の形成的評価として実施される演習科目、レポート等の評価のフィードバックの方法については、シラバスに記載され、面談・紙媒体・e-ラーニング等電子媒体（暗証番号つき）で個人に返されている（根拠資料 27：シラバス、29：実習要項）。

試験が不合格となり再試験となった場合は当該学生と教員が面談し、教員と振り返りを行っており、適切な学習方法について指導ができています。兼任教員・非常勤講師については、試験問題、最終評価の提出の際に、再試験対象の学生に対する助言・指導方法について書面で提出してもらい、学生に伝えるシステムとなっている（根拠資料 75：再試験受験者への助言・指導方法）。

＜課題と改善の取り組み状況＞

現在は年度のはじめに前年度の成績表を直接配布しているが、今後は前期と後期に分けて、できるだけ早く成績評価をフィードバックし、現在の到達度を確認し、今後の学習に役立てもらう必要がある。兼任教員・非常勤講師からの再試験対象の学生に対する助言・指導方法については、対象教員・学生双方から実施後のアンケートを行い、反応を見ていく。

観点 8. 学生の評価への疑問・不服等を把握できる体制がある。

＜現状＞

2020 年度まで各科目のシラバスに担当教員の連絡先を明記し、疑問や不服を訴えられるようにはなっているが、特に体制を設けていなかった。本学科は医学科との共修科目があることから、2020 年 11 月から医学科と合同で体制整備の検討を開始した。教員という優越的な立場から成績評価だけでなく、指導そのものも脅威になる恐れがあることから、指導も含めて学生の“訴えにくさ”を極力排除する必要があると考えた。2021 年 3 月、医学科と看護学科双方の学生委員会と学事課を相談窓口として、学生の評価、教員の指導について疑問・不服等を把握できる体

制を整備した（根拠資料 76：学生からの成績評価に対する疑問・不服等を把握・対処する仕組み）。同体制とその活用方法は、履修要項に掲載し、オリエンテーション時に口頭でも学生に説明した。

<課題と改善の取り組み状況>

2021年3月、医学科と看護学科双方に相談窓口を設置した後、同年4月、看護学科では学生委員会の若手教員の負担に配慮して、学生委員会ではなく、学生部長を含む3名の教授を相談担当者とする改善を行った。仕組みを開始したばかりであるため、今後は、学生の周知度を把握することと、実際の運用について評価を行っていく。

評価項目：2-2. 教員組織と教員の能力の確保

観点9. 教員組織は教育課程を展開するために適切な専門領域別・職位別構成である。

観点10. 教育・研究・社会貢献を行うのに必要な教員が一定数確保されている。(看護教員一人当たりの学生数が参照基準 (JANPU の直近の実態調査のデータ) を上回る努力をしていることを基準適合の目安とする。)

〈現状〉

9 専門領域に 37 名の専任教員を配置 (2020.5.1 時点) しており、各看護領域責任者は教授が担当している (2020.10.1 から 38 名) (根拠資料 37: 基礎データ 3、3: 教員採用規程、5: 看護学教育責任者の選出規定)。特に基礎看護学領域は 9 名の教員を配置し、演習科目等においては教員 1 名が学生 7~8 名を受け持ち、基本的な技術の習得に際し、学生個々のレベルに沿った指導を行っている (根拠資料 77: 看護学概論・フィジカルアセスメント教員配置表)。成人看護学領域についても、急性期、慢性期、がん、周手術期を専門領域とする教員を複数名ずつ計 9 名配置しており、少人数でのグループワークを実施している (根拠資料 78: 成人看護方法論教員配置表)。本学科はティプロマポリシーに地域医療連携能力を掲げており、地域看護学、在宅看護学、老年看護学の 3 領域が対応し地域連携実習を展開している (根拠資料 79: シラバス-地域連携実習)。

専任教員一人あたりの学生数は 6.46 名であり、そのうち看護師免許を持つ専任教員 36 名の一人あたりの学生数は 6.64 人である (根拠資料 37: 基礎データ 6)。JANPU の 2018 実態調査の全体平均 10.8 人を大幅に下回り、教育・研究および社会貢献活動に十分な教員数である。

〈課題と改善の取り組み状況〉

2020 年度において、在宅看護学領域の教員が 2 名 (教授 1 名、講師 1 名)、老年看護学は 3 名 (教授、准教授、助教各 1 名) であった。後任の採用について教授会議で各々選考委員会を発足し、在宅看護学領域に 2020 年度後期から専任講師 1 名着任、2021 年度から専任教員 1 名が着任した。老年看護学領域でも 2021 年度から専任教員 (講師) が着任し、必要数を充たした。教員の必要数の充足については、教育に支障のないよう、定年による退職の場合は計画的に、また、定年以外の退職は可能な限り 9 月までに申し出ることを学科長から各領域責任者、教員に対し注意喚起し対応している。

観点11. 教員採用・昇任の基本方針、基準が明確である。

〈現状〉

教員の採用・昇格については「看護学科専門科目担当教授選考規程」「看護学科専門科目担当准教授選考規程」「看護学科専門科目担当講師選考規程」「看護学科助教任用規程」「看護学科専門科目担当の教授、准教授および講師の選考基準」「看護学科教員昇格人事に関する覚書」に基づき行っている (根拠資料 3: 教員採用規程)。

〈課題と改善の取り組み状況〉

「看護学科専門科目担当の教授、准教授および講師の選考基準」について、目的や大学の理念との関係性などの記載が不十分であった。また、助教の選考基準が別扱いとなっている。さらに、昇格についての取決めが「覚書」となっており、規則として明確にする必要があった。そのため、2020 年度に見直しを行い、「看護学科専任教員の選考基準」には、建学の精神に基づく選考の原則を明記し、昇格について規則を定めた「看護学科専任教員の昇格手続きに関する内規」を作成した。

観点 12. 新任教員育成や教員間のピアサポート等を実施している。

〈現状〉

新任教員の育成について、着任時に看護学科長、教学委員長、学生部長、カリキュラム委員長、臨地実習委員長、学習評価システム委員長、学事課事務員がそれぞれオリエンテーションを行っている。また、所属看護領域においてもオリエンテーションを行っている。

教員間のピアサポートの一環として、教育面および研究面において顕著な活動を行った教員を毎年2名、教員相互が投票で選出し看護学科アワード賞を授与している。

いずれも、看護学科として担当委員会を設置しルーティン化して推進している。(根拠資料 80：新任教員の3か年教育プログラムの一例、81：新任教員育成のためのフロー図、82：看護学科ファカルティ・オブ・ザ・イヤー)。

〈課題と改善の取り組み状況〉

2020年度まで新任教員のための組織的な育成計画書が作成されていなかった。そのため、教員の教育力向上プロジェクト会議において新任教員育成のためのフロー図を作成した。2021年4月着任者からこのフロー図に沿って継続的な育成を行う。

観点 13. 組織として教員の看護実践活動を支援する仕組みがある。

観点 14. 教員は教育・実践能力向上のために、適切なフィールドで看護実践活動をしている。

〈現状〉

教員の地域における看護実践活動を支援する組織として2018年度に地域連携看護学実践研究センター(JANPセンター)が発足した。JANPセンターは「地域住民の健康と生きる力を看護の力で支える活動」を組織的に展開することを目的にしており、講演会活動、公開講座開催、出張保健室活動、ボランティア活動などを行っている。また、4つの附属病院における新人看護師支援を、専門領域である実習先病棟を中心に実施している。

これらの実践活動は、地域住民や専門職者が期待する事、教員が自身の専門性を活かして希望する看護実践活動について調査し、お互いのニーズをマッチングして活動につなげる調整に基づいて実施している(根拠資料 83：地域連携看護学実践研究(JANP)センター規程、84：2020年度JANPセンター運営委員会報告書)、85：JANPセンターに対する教員のニーズ調査、86：看護学科教員の教育研究成果の社会への還元状況)。

〈課題と改善の取り組み状況〉

看護学科規程で定めた附属病院看護師を受け入れる教育・研修制度があるが、看護学科教員が病院で活用する仕組みづくりが課題である。また教員が、病院等をフィールドとして看護実践活動の場をもつシステムは整えられていない。

2020年度から、附属病院看護部と検討の機会を持ち教育・研究研修生規程の改訂を進めることで、人事交流を行うなど教員の看護実践活動の場を確保する仕組みづくりに取り組んでいる。

(根拠資料 87：教育研究実務研修生規程)

観点 15. 教員の研究能力の向上と研究の支援に組織的に取り組んでいる。

観点 16. 教員の研究時間の確保に組織的に取り組んでいる。(推奨)

〈現状〉

看護学科研究委員会において看護学科研究費・特別研究費を管理し、毎年10名程度に研究費を配分し研究成果について発表会を開催することを通し、研究推進と研究能力向上を目指している。当該研究費は、文科省科学研究費等外部研究費の獲得支援の一環でもある。また、大学事務部研究推進課は、教員の研究能力向上と研究支援のために研究費公募案内、公的研究費申請補

助、公的研究費会計処理を担っている。更に、研究推進課 URA による研究費獲得のための研修会、個人相談会を開催し、論文作成力の強化、科研費申請等を支援している。研究倫理については、全教員がアクティブラーニング機能を活用し受講の機会を確保している。科研費申請件数、採択数共に、経年的に増加している。（根拠資料 88:看護学科研究委員会内規、89:看護学科研究費運用基準、90:2020 年度科研費採択を目指す看護学科教員を対象とした科研費説明会開催のお知らせ、91:2018-2021 年度科研費採択一覧）

教員の研究時間の確保について、看護学科 BSC に「教育・研究・組織運営・社会貢献のエフォート設定・達成の推進」を設定し、毎年、各個人の状況を領域責任者が評価し、看護学科長へ報告する体制としている。（根拠資料 40:2020 年度 BSC 年間評価報告）

〈課題と改善の取り組み状況〉

URA による研究費獲得のための個人相談会等研究推進支援の活用をさらに推進する。また、看護学科研究費の対象研究期間 1 年間に 2 年間に拡大するなど活用しやすくすることで、外部研究費の獲得支援をさらに強化している。教員の研究時間の確保につながるよう、教員の教育負担の公平性、委員会時間の短縮化、エフォート達成に対する自己評価の確認を推進していく。

観点 17. 教員は研究結果を教育に活かしている。

〈現状〉

教員は基本的に各々の専門分野の科目を担当しており、取り組んでいる研究結果を担当科目の教授内容に反映している。これらの研究結果が教育に活かされることを促すために、シラバス作成時に研究成果を可能な限り教授内容に反映することを記載項目として挙げ、推奨している。

特に 4 年生の「看護研究」においては、学生の興味を尊重しながら教育の研究結果に基づいてテーマや研究方法のアドバイスをを行っている。さらに、この教育経験が、教員の研究のヒントを産むという好循環が生じている。（根拠資料 27:シラバス、26:2021 年度シラバス作成ガイド）

〈課題と改善の取り組み状況〉

科目における教授内容への反映を継続するのみならず、JANP センター活動における研究結果の活用も促進していく。

観点 18. 社会貢献を組織的に行い、教員が適切な活動を行っている。

〈現状〉

学科設置以来、広報委員会が公開講座を開講し、地域住民や地域内の専門職者を対象に学習機会の提供を行ってきた。また 2016 年からは、「まちの保健室」を近隣地区の集合住宅で実施を開始した。これらの活動を前身として、地域連携看護学実践研究センター(JANP センター)が発足した。JANP センターみんなの活動部門において社会貢献・ボランティア活動を支援しており、ボランティア活動の情報案内や、教員の講演活動状況を HP などで公表している（根拠資料 84:2020 年度 JANP センター運営委員会報告書）。また、教員の社会貢献状況を毎年調査し、一覧表にして大学自己点検・評価看護学科委員会および教授会議において報告している（根拠資料 86:看護学科教員の教育研究成果の社会への還元状況一覧）。

〈課題と改善の取り組み状況〉

学外での講演活動などを把握しきれていない可能性がある。そのため 2020 年度から教員の社会貢献状況調査を IR 推進委員会が担当することにした（根拠資料 92:2020 年度 IR 委員会活動方針）。

評価項目：2－3. 教育方法：学生が主体的に学ぶための種々の工夫

観点 19. 学生が到達目標を達成するための教育方法がとられている。

観点 20. 教育目標に対する学習の到達状況について、学生が継続的に自己評価できる体制が整えられている。

<現状>

各科目のシラバスの到達目標には DP の該当レベル、評価方法には、各到達目標に対してどのような教育方法で評価されるのか、学習上の注意事項では具体的な学習内容、事前学習(予習・復習)内容について、詳細に記載されている。学生が実施する授業評価では、学生が科目の到達目標に対する達成度を自己評価する項目を設けている。教員は学生の自己評価結果を基に改善計画を毎年立てることで、学生が目標を達成するための教育改善が行われている。(根拠資料 27：シラバス、93：2020 年度授業評価アンケート、94：2020 年度前期授業評価結果公表資料一式)

学生は、4 年間を通じて「DP1：主体的学修能力」を修得することを目的に設置された演習科目(看護総合演習 I～IV)の中で、eポートフォリオを用いて各自のビジョン(将来像)とゴール(目標)を設定し、目標達成に向けて学びの成果を蓄積し、翌年度の看護総合演習でその達成状況を評価している。eポートフォリオ内の各学年達成状況の自己評価は、8つの DP に関して CR を活用して学生自身がリフレクションを行い、電子的に記録・保存するものである。毎年度末、eポートフォリオのフォリオシンキングをより深く達成した学生の実施例を全学科生で共有し、優れた学生には学長より「eポートフォリオ最優秀賞」を授与することで、学生の主体的学習と継続的自己評価の動機づけを促進する体制としている。(根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p81-96、95：eポートフォリオ「学びの蓄積」画面)

<課題と改善への取り組み状況>

学生は各科目に対する到達目標への達成度を授業評価に示すことで、継続的に自己評価できる体制が整えられている。また、使用した学生の意見に基づき、eポートフォリオの機能性を高めるために 1 回で複数の学習成果物をマッピングできる「まとめてマッピング」機能を設けた。今後も継続して自己評価しやすいシステムとなるようにモニタリングを行っていく。(根拠資料 96：まとめてマッピング機能画面)

観点 21. 教育方法にあった教室が準備されている(講義室・演習室・実習室・視聴覚教室等)。

<現状>

在校生人数 240 名(60 名/1 学年×4 学年)に対し、看護学科校舎内には、最大 60 名収容可能な講義室が 3 室、72 名収容可能な臨床講堂 1 室がある。その他 300 名収容可能な大講堂、10 名収容可能な自習室を含む演習室が 3 室ある。演習室の予約は、科目担当教員が所定のネットワーク上の教室・演習室の予約サイトで行い、重複があった場合には教員間で調整している。(根拠資料 20：学生便覧 p99-101)

実習室は 2 室あり、実習室 1 は基礎・成人・老年・在宅看護学等で実施する演習・実習対応の設備と、在宅看護学の家庭訪問演習で使用する和室が 1 室ある。実習室 2 は主に母性・小児看護学で実施する演習・実習対応の設備を備えている。実習室の予約は、看護学科学事課前の所定用紙に記入し、重複時に教員間で調整している。また、学生が自主学習に励めるよう教育研究活動費等委員会の内規に準拠した細則に基づき、該当の委員会が管理運用している。実習室は 8 時から 20 時まで開放し、掲示された実習室使用予約表の空き時間に、使用者である学生氏名、使用する人数を記載し、技術演習のために実習室を予約し使用する。現在は感染症対策に留意し、2 つの実習室を利用して学年で 8 割の学生が一斉に利用できる。(根拠資料 97：演習室、実習室、臨床講堂、大講堂、PC 室、シミュレーション教育施設を使用する科目のシラバス該当ペー

ジー一覧表、14：実習室、シミュレーション室利用規程 実習室内規、98：実習室運用細則、99：実習室の使い方)

看護学科校舎に隣接する6号館にはコンピューター演習室2室(97名、23名収容可能)があり、学事課で管理している。学生は授業時間以外にコンピューター演習室を自由に使用できる。国領校キャンパス内にはシミュレーション教育施設(以下スキルスラボ)があり、必要時に演習や機材の貸し出しが可能であり、シミュレーション教育施設委員会へ所定の申請手続きによって使用できる。基礎看護学、成人看護学の6科目で使用している。(根拠資料20：学生便覧p86-88、p98、100：国領校シミュレーション教育施設備品一覧、101：国領校シミュレーション教育施設備品配置図)

<課題と改善への取り組み状況>

スキルスラボは高性能なモデルを数多く取り揃えているものの、状況設定ができる模擬病室等の場所が不足しており、看護学科専用の施設ではない。また、コロナ下でも必要性が顕在化したアクティブラーニング実施施設やラーニングコモンズも不足している。スキルスラボの管理・運営についての再検討や、2025年度竣工予定の国領キャンパス教育施設再整備プロジェクト(以下：再整備プロジェクト)において学科教育として必要な施設を具体的に提案していく。

観点22. 学生数に対応した自己学習室やグループ討議のできる施設がある。

<現状>

看護学科校舎内に6名程度の学生が使用できる自己学習室は1室、6-8名のグループ討議のできる施設として演習室が2室ある。グループ数が3以上になる場合には、72名収容可能な臨床講堂や300名収容可能な大講堂を、グループ数が10以上になる場合には、看護学科校舎に隣接する医学科校舎本館の講義室の他、演習室(15名~42名収容可能)計11室を利用している。(根拠資料20：学生便覧p97-100、102：教育施設面積一覧(国領))

<課題と改善への取り組み状況>

グループワークの実施は看護学科校舎の他、隣接する医学科校舎本館の演習室を利用できる。しかし事前に医学科の講義調整が必要となるため、不安定ながらも確保している現状である。2025年度竣工予定の再整備プロジェクトにおいて、演習室増設などを提案し、確保する。

観点23. 実習用モデルやe-learning教材、IT機器などが、学生数や教育方法からみて十分整っている。

<現状>

実習室で所有する成人モデルは15体以上あり4名で1体使用でき、陰部モデルは2名で1体使用できる。吸引モデルは7体であるが、同時に他の演習と組み合わせて実施できている。eラーニング教材はMoodleのシステムを通じて配信される教員自作の看護技術教材や、エルゼビア社のNursing Skillsの標準的な看護技術教材およびサイト内で教員自作の看護技術教材を繰り返し閲覧し、自己学習を進めながら技術習得の機会を準備している。コロナ下での遠隔授業においてもMoodleのシステムでのオンデマンド講義や課題の提出、学生教員間でのディスカッションフォーラムの活用をしながら、講義・演習・実習を展開している。遠隔授業実施による教育方法について学生と教員に調査を行い、改善点を修正できる仕組みがある。学生からのシステム活用上の要望に関しては、ICTに関連する委員会と教育センターが連携し、改修や改善をタイムリーに行っている。IT機器としては、学生には一人1台のパソコンを準備してもらっている。ウイルス防御システムを搭載した個人のPCから学内WiFi環境を通じて、講義・演習室、実習室で

学習しながら eラーニングシステムや看護技術視聴覚教材にアクセスして、自己学習を自律的に
行える環境が整っている。（根拠資料 103：2019-2020 年度実習モデル・領域所有備品リスト一
覧、104：2020 年度看護学科学生対象遠隔授業実施状況調査結果、105：看護学科教員対象遠隔
授業実施状況調査結果、106：2020 年度看護学科教室 IT 機器一覧表）

＜課題と改善への取り組み状況＞

eラーニングシステムについて、アンケート調査（根拠資料 107：2019 年度 eラーニングシ
ステム活用状況に関する調査報告）を行って課題を明確化し、改善を行った。一方で、実習室に看
護者の手元を学生に見せるための天井カメラやミラー等の映像機器の設置がなく、課題がある。
映像機器や階段教室などの環境については、2025 年度竣工予定の再整備プロジェクトにおいて
設置を提案し、一方で、西新橋校シミュレーション教育施設の活用を推進することにより学科教
育として必要な ICT 環境や実習モデル活用の環境づくりを進める。

観点 24. 機器・備品の整備・更新が適切に行われている。

＜現状＞

学生教育（講義演習）に必要な消耗品・高額モデル人形等は予算を申請し、計画的に購入運
用している。高額機器（医療機器等）については毎年 1 回、計器機器保守点検を附属病院 ME 室
に実施してもらい、学生の技術演習で臨地を想定した実践的な学習を遂行している。また、計量
機器保守点検は 2 年に 1 回の実施である。修理・修繕は予算に基づき、必要な時期に適切な方法
で行われている。（根拠資料 108：2020 年度学生教育実習費配分、109：2021 年度学生教育実習
費申請、110：機器計測管理資料一式、111：2020 年度機器点検資料）

＜課題と改善への取り組み状況＞

今後も適正な予算運用に基づく備品管理、運用を行う。国領校のスキルラボセンターの予
算は西新橋キャンパスの教育センターとあわせた予算管理のため、看護学科生の教育に有用な機
材をそろえることの困難さがある。以上から国領校のスキルラボの充実のための再検討を依頼
している。

観点 25. 看護実習室の運用に関する方針が規定され、教員や学生に周知されている。

＜現状＞

運用に関する方針は、実習室運用内規、実習室細則、実習室 1 実習室 2 の使い方-看護学生
が実習室での自主学習を安全に行うために-、実習室における感染予防対策-看護学生が実習室で
の自主学習を安全に行うために-、実習室での医療安全管理上の注意事項-ゴミの分別廃棄-に基
づいて、学生の自主学習を促進する仕組みが規定され、新年度ごとに教員会議、新年度学生オリ
エンテーションで周知している。

そして、内規、細則、実習室の使い方等は学生および教員に eラーニング上で示したうえ
で、実習室に掲示している。これらの資料は、学生が計画的に自主学習をし、コロナ下において
も、安全に安心して看護技術の習得に向けて修練できるよう実習室を運用するために制定した。
（根拠資料 14：実習室、シミュレーション室利用規程、98：実習室運用細則、99：実習室の使
い方、112：実習室における医療安全管理上の注意事項）

＜課題と改善への取り組み状況＞

2020 年度に改訂し作成した実習室の運用に関する各種規程は、2021 年度から運用する。その
ため、学生の実習室の予約人数および使用状況をモニタリングし、実習室の稼働状況を予約活用
状況から評価し、自主学習支援として更に改善する必要があるかについて、実習室を運用する委
員会で検討する。

観点 26. 看護実習室での医療安全管理対策ができています。

＜現状＞

実習室の利用については新年度学生オリエンテーションで使い方等について説明し、標準予防策の運用に基づく演習・講義の方法を説明している。実習室内における注射器・針などの危険な物品は施錠された戸棚で保管され、鍵は教員が管理している。また使用した医療廃棄物については、ゴミの分別廃棄に関する注意事項について、全学年に新年度オリエンテーション時に配布し、所定の廃棄場所に捨てるように文書で説明がされている。この文書については、年度初めに教員へも周知されている。取扱いの変更があった場合には、速やかに文書の修正がされ、学生と教員への周知を徹底している。（根拠資料 14：実習室、シミュレーション室利用規程、99：実習室の使い方、112：実習室における医療安全管理上の注意事項）

＜課題と改善への取り組み状況＞

実習室での自主学習を安全に実施できるために、運用方針を規定し遵守できるよう周知し、細則と併せ実習室の運用における注意事項について取りまとめた。実習モデル、実習室備品を使用した際の消毒方法について明記をし、学生が自ら感染防止、感染拡大の予防に努めることができるようにした。

観点 27. 看護実習室での自主学習を支援する体制ができています。（自主学習を支援する担当者が週 4 日以上配置されている。（推奨））

＜現状＞

学生が実習室で自主学習ができるように、8時から20時の間で、実習室使用予約表に学生代表者名と使用人数を学生が記載し、利用できる。自主学習における実習室の使い方を詳細に示し、医療廃棄物等のゴミの捨て方に準拠して安全を維持しながら、自主的に使用する行動を支援している。また使用する物品等は、担当教員が準備を行っている。

学生の実習室使用については、学事課担当者が月曜日から金曜日の平日に受付を行い、使用開始時、終了時の鍵受け渡しに対応している。（根拠資料 99：実習室の使い方、112：実習室における医療安全管理上の注意事項）

＜課題と改善への取り組み状況＞

学生が積極的に自主学習に取り組めるよう、実習室運用内規等を2020年度に改め、運用を開始している。今後は、実習室の運用状況をモニタリングし、2021年度末に学生へ実習室の予約および使用方法に関するアンケートをとり、内規および細則等を評価し検討する。

観点 28. 図書館には学習に必要な医療保健看護関連の文献・資料が揃っている。

観点 29. 検索システムが整備されている。

観点 30. 司書は自主学習を支援する機能を果たしている。

＜現状＞

当学科の学生が主に利用する西新橋図書館と国領分館は東京慈恵会医科大学学術情報センターに属する。司書の人数（常勤）は2020年5月1日の時点で、西新橋図書館9名、国領分館3名である。図書館利用に関する規程、規則、細則は整備されている。

西新橋図書館及び国領分館には、看護学科生240名にとって必要な図書、購読雑誌、視聴覚資料、電子ジャーナルが揃っている。

西新橋図書館及び国領分館が所蔵している図書・雑誌を、インターネット経由で検索するシステム、OPAC（蔵書検索）が整備されている。また大学内で有線LAN（イントラネット）から利

用できる検索システム、及び看護学科生が各自インターネット上で登録した後に使用できるリモートアクセス（全学生が利用できる）による検索システムが整備されている。

図書館利用の説明は、国領分館の司書により、毎年4月に1年生に対して、さらに領域別実習開始前の3年生に対して行われる。2020年はコロナ下のため、eラーニング上で行われた。学生の個別の質問には司書が対応している。各学年2名合計8名の学生図書委員が任命され、国領分館学生図書委員会を年に2回開催し、学生と教員が協力して図書館利用の改善に取り組んでいる。（根拠資料 13：図書館利用規則、20：学生便覧 p63-68 学術情報センター利用案内、113：「慈恵」の看護教育と図書館の歴史、114：看護と情報 2011 Vol118 p51-55、115：国領分館運営委員会規程、116：図書館利用細則、37：基礎データ 9・10、117：2020年度購読雑誌リスト和雑誌、118：2020年度購読雑誌リスト洋雑誌、119：2020年度国内・外国雑誌受入タイトル、120：2020年度看護学科領域別視聴覚教材リスト、121：学術情報センター図書館ホームページ、122：国領分館運営委員会議事録）

<課題と改善への取り組み状況>

看護学科生は実習などで慈恵大学病院(附属病院本院)を利用することがあり、西新橋図書館においてもさらなる医療保健・看護関連の図書の充実に向けて蔵書の増加を行っている。また、学生への一層の便宜を図るため、日曜日の国領分館の利用及び国領分館の開館時間の延長を検討している。

評価項目：2－4．臨地実習

観点 31. 講義科目と臨地実習科目は内容が連動している。

<現状>

本学科のカリキュラムでは、各臨地実習科目履修において、指定する看護専門科目の単位修得を要件としている。学生に対しては、年度初めの履修オリエンテーション時に、看護専門科目と臨地実習科目の連動という観点から詳細に説明している。（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p2 2021 年度看護学科オリエンテーション一覧、p16 教務内規第 19 条、第 21 条に定める「実習を主とする看護専門科目」、）

<課題と改善への取り組み状況>

看護専門科目と臨地実習科目の連動という観点について毎年、教学委員会で「実習を主とする看護専門科目」の内容を点検・確認している。特に、カリキュラム改正により講義科目に変更があった場合には、適宜修正を行っている。

観点 32. 臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において確保されている。

<現状>

各臨地実習を行うに適した施設が大学の責任において選定され、実習施設としての許可を受けするために、文部科学省に変更承認申請を行っている。臨地実習施設として、附属 4 病院のほか、老年・精神・在宅・地域看護学各分野の実習施設として老人保健施設、グループホーム、精神科病院、小規模作業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、居宅介護支援施設、保健所、保健センター等、専門領域ごとに実習内容に応じた必要施設が確保されている。これらの実習施設名は、臨地実習要項内における臨地実習施設一覧に記載され、学生ならびに全実習施設に実習要項を配布し周知している。（根拠資料 29：実習要項 2021 年度臨地実習要項第 1～3 巻共通 p 5-8 臨地実習施設一覧）

<課題と改善への取り組み状況>

新規実習施設の申請がある場合には、申請時期が遅れないように、学事課が臨地実習の該当領域の教員に留意事項を周知している（根拠資料 123：実習施設承諾書例）。

観点 33. 臨地実習の展開に適切な数の教員（専任・非常勤）が配置されている。

<現状>

臨地実習に関わっている専任教員は 37 名であり、1 グループ 4-6 名について、原則 1 名の専任教員が配置されている。専任教員の欠員がある場合には、非常勤の実習指導教員を「臨地実習指導非常勤教員」として採用している（根拠資料 29：2021 年度臨地実習要項第 1-3 巻共通 p 5 臨地実習計画表、124：臨地実習指導非常勤教員に関する申し合わせ、125：教学委員会へ提出された教員応援依頼文書一例）。

<課題と改善への取り組み状況>

臨地実習指導非常勤教員の確保が困難な場合には、専門領域外の関連の教員によって応援体制をとることで、指導体制の質を維持するようにしている。

観点 34. 教員の实習指導能力の向上を図る仕組みがある。

<現状>

FD 委員会では、2019 年度に過去 5 年間の FD・SD 実績（根拠資料 126：2014-2018 年度 FD の実績一覧）を見直し、学生への実習指導能力の向上のための FD を定期的に企画している。各領域実習前に教員は実習病棟等での「研修」を通じ、臨床スタッフとのコミュニケーションを図り、専

門の看護技術等の確認等実習指導に必要な能力の研鑽を行っている（根拠資料 127：実習前教員実習指導に関連する研修依頼文書）。

<課題と改善への取り組み状況>

教員の実習指導能力に関する過去の FD 内容は単発的に企画されており、中・長期の目標・評価を意識した計画にはなっていなかったことから、2021 年の中・長期的 FD・SD 計画書のもと、教員の実習指導能力向上のための FD を定期的で開催していくこととなった（根拠資料 128：2021-25 年度長期的 FD・SD 計画書）。

観点 35. 臨床教員等の任用基準が明確である。

<現状>

看護学科における臨地実習にかかわる教育の指導体制を充実させることを目的に、当学科の臨地教育に協力する医療機関等の優れた指導者に対する称号付与等に関する必要事項を定めた「看護学科臨床教員規程」に基づき、選考基準、任用手続き等の臨床教員の任用を行う仕組みがある。（根拠資料 10：看護学科臨床教員規程、付表 1 臨地実習にかかわる臨床教員・専任教員の役割分担表、付表 2 臨床教員選考基準、様式 1 臨床教員候補者推薦書、様式 2 臨床教員候補者履歴書、様式 3 職務実績報告書）。本規程は、2021 年度から運用を開始した。

<課題と改善への取り組み状況>

2021 年 4 月より任用申請が始まった。今後の運用を通して、基準の適切性を看護学科における臨地実習にかかわる教育の指導体制の充実という観点から評価し、必要に応じて改訂して行く予定である。

観点 36. 大学教員と臨床教員等の役割分担を明確にし、協働している。

<現状>

大学教員と臨床教員の役割について、臨地実習にかかわる臨床教員・専任教員の役割分担表として明記している。役割分担表には、「臨床教員が専任教員と協働して行う事項」「臨床教員の役割」「専任教員の役割」を表記することにより、具体的な協働内容を明らかにしその推進を促している（根拠資料 10：看護学科臨床教員規程、付表 1 臨地実習にかかわる臨床教員・専任教員の役割分担表）。

<課題と改善への取り組み状況>

臨床教員規程にもとづき 2021 年 4 月から運用開始した。このうち附属病院における運用は、看護学科と附属病院看護部との合同会議を開催し、その評価ならびに改善点を検討し、修正をしていく必要がある。

観点 37. 臨地実習施設との連携が機能的・組織的に行われている。

<現状>

臨地実習委員会が主催して、毎年 6 月頃に全臨地実習施設の実習指導者を対象に、実習教育連絡会を 3 部構成で開催している。1 部は臨地実習に対する教育方針・カリキュラムの変更点等の説明、2 部は臨地実習指導に関する講演、3 部は実習別に、大学教員と学内附属病院、学外実習施設の臨地実習指導者がほぼ全員参加して話し合いを行っている（根拠資料 129：2019 年度実習教育連絡会報告）。2021 年度からは、臨地実習委員長が、隣接する附属第三病院の看護部定例師長会ならび臨床実習プロジェクト（主任等の臨地実習指導者による会）に参加し、看護学科の教育内容や実習に関する課題・問題等を看護師長や臨地実習指導者とタイムリーに情報交換している（根拠資料 130：2020 年度第三病院看護部定例師長会資料、131：臨床実習プロジェクト議

事録)。さらにこれらの情報は、臨地実習委員会、教学委員会で共有し、必要時教員会議で全教員へ報告している。また3月には卒前の技術教育指導として、附属病院の看護師と連携し、技術指導を行っている。

＜課題と改善への取り組み状況＞

定期的な交流の機会を看護学科と実習施設間で持つことにより、大学教員と実習指導者は良好な関係の下で実習指導において概ね協働ができています。しかしながら、臨床スタッフと教員との役割分担や、臨床スタッフのハラスメント等を含む指導のあり方などについては課題がある。これらの課題について検討し、継続的に実習の質向上を目指すために、臨地実習内部質保証看護学科・附属病院看護部合同会議を発足し、定期的に会議をもち臨地実習にかかわる教育の指導体制を改善することとなった。（根拠資料 11：臨床指導者に関する規程、132：臨地実習内部質保証看護学科・附属病院看護部合同会議規程）

観点 38. 組織的に臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策がとられている。

＜現状＞

臨地実習における感染症対策、感染症暴露に関する予防策、集団感染予防対策については、実習要項で記載され、臨地実習委員会が主催する実習オリエンテーション時、実習施設である附属病院の感染管理室の看護師による講義ならびに、健康管理を担当する教員から学生に説明がされている。また各附属病院の感染対策マニュアルが学生と教員に配布されている。

学生は、毎年の健康診断において胸部エックス線検査ならびに麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザの感染症抗体価検査／ワクチン接種状況確認を実施し、医師の診断により必要時ワクチンを接種している。感染症罹患の場合は、既定のマニュアルのフローにそって報告される仕組みとなっている。2020年度の感染症対応の発生件数は4件であった。（根拠資料 29：実習要項 p 26-32、根拠資料 133：2020年度実習オリエンテーション概要、134：2020年度附属病院での実習におけるゾーニング資料、根拠資料 34：感染予防マニュアル、根拠資料 135：感染症対応発生報告書）

＜課題と改善への取り組み状況＞

Covid-19 感染予防・対応では、附属病院の感染対策部門との連携・支援のもと予防と発生時の対応を的確に行っており、課題となる状況はない。今後も上記の仕組みを継続し、教員、学生への感染予防策の周知徹底を行っていく。

観点 39. 実習時に発生する傷害・損害への予防・対策が明示され、学生・教職員、臨地実習施設関係者に周知されている。

＜現状＞

実習時に発生する傷害・損害は、実習要項にヒヤリハット、インシデント、アクシデントとして記載され（根拠資料 29：実習要項 p20-25 9.実習における事故予防と事故発生時の対応）、各実習での臨地実習教育内で教員が対応している。予防・対策として各学年の実習オリエンテーション時に各実習での注意事項等が説明されている。臨地実習施設関係者には、実習要項が配布され、担当の大学教員から説明を行っている。2020年度の学生の保険加入状況は100%で、事故報告数は5件であった（根拠資料 32：学生保険 Will についての説明、136：2020年度学生の保険加入状況と事故報告）。インシデント・アクシデントについては、所定の報告書によって共有され、臨地実習委員会、教員会議で随時報告され（根拠資料 137：2020年度ヒヤリハット、インシデント・アクシデント報告）、予防対策を共有できている。

<課題と改善への取り組み状況>

ヒヤリハットの報告件数は、領域別実習最終日に学生の自己申告によって把握していたため、タイムリーな学生指導ができていないという課題があった。そのため2020年度からヒヤリハットに関する感受性を改善するための領域別実習内でヒヤリハットについては専門性を考慮した教育方法を変更した。その結果、学生のヒヤリハットに関する意識化が強化されたため、この方法を継続していく。

観点40. 個人情報の保護と保全対策が周知され、確実に実施されている。

<現状>

臨地実習における個人情報の保護と保全対策について、実習要項内に提示され、各学年の臨地実習オリエンテーション時に、臨地実習委員会の担当者より説明されている（根拠資料29：実習要項p14-19、133：2020年度実習オリエンテーション概要）。さらに各実習での教員から、具体的な留意事項について説明を受けている。個人情報保護に関するインシデントが毎年数件あり、教員会議で、臨地実習委員会委員長より全教員へタイムリーに報告されている（根拠資料137：2020年度ヒヤリハット、インシデント・アクシデント報告）。

<課題と改善への取り組み状況>

毎年、学生の手帳等の紛失、紙面情報等の返却忘れ、学生の記録物の一部のSNS投稿など個人情報保護に関するインシデントが発生している。学生の個人情報保護に関する意識を高めインシデントを発生させないために、臨地実習前オリエンテーションだけでなく、領域別実習時の教員の学生への指導を強化している。

観点41. 実習におけるハラスメント予防の取り組みと発生時の対応が定められ、周知されている。

<現状>

各学年の臨地実習オリエンテーションで、学生へハラスメント発生時の対応方法について実習要項に沿って説明をしている（根拠資料29：実習要項p34 実習中のハラスメントについて、24：オリエンテーションガイドブックp145-152 VIハラスメント防止ハンドブック）。4年生を対象に毎年実施している臨地実習アンケートにおいて、ハラスメントの発生件数とその対応を把握し、ハラスメント予防のための対策を内部質保証推進委員会で検討している。ハラスメントがあった場合には、早急に当該学生への臨地実習に関するヒアリングを実施し、再発予防策を講じている。また教員会議で全教員へも状況を説明し、再発防止のための注意喚起を行っている（根拠資料138：2020年度実習アンケート（4年生対象）集計結果）。

<課題と改善への取り組み状況>

臨地実習アンケート結果からは、教員・実習指導者からの言動によるハラスメントが毎年数件発生している現状があり、解決していない事例が数件あった。2020年度から、看護学科内部質保証推進委員会内で、教員のハラスメント予防の取り組みを検討している。また2020年度に臨地実習内部質保証看護学科・看護部合同会議が発足し、ハラスメントの対策のための検討が開始された。

評価項目：2－5. 教育課程展開に必要な経費

観点 42. 当該教育課程の教学に必要な予算編成は適切に位置づけられている。

観点 43. 設置主体の予算決定に当該教育課程の責任者が適正に関与している。

〈現状〉

教学に必要な予算の主なものは、各委員会予算、実習施設への謝金、非常勤教員やゲストスピーカー等謝金である。これらの予算編成は次のように執り行われている。

看護学科長が委員長である企画運営予算委員会が、各看護学領域・各委員会に次年度予算案提出を依頼している。当該委員会は、提出された各予算案を取りまとめ調整した上で、その結果を看護学科教授会議に提案し当年度委員会予算案を決定している(根拠資料 62：看護学科企画・運営・予算委員会内規)。実習施設への謝金等については実習等謝金取り扱い基準に沿って各看護学領域が予算案を作成し、教学委員会で確認を行っている(根拠資料 139：実習等謝金取扱基準)。ゲストスピーカーについては講義担当教員が推薦し教学委員会の審議を経て教授会議で決定し予算化している。予算は大学理事会において決定するが、看護学科教授会議に毎回出席している学長が看護学科の意向を理事会に反映させている(根拠資料 140：2019-2021 年度看護学科予算書)。

〈課題と改善の取り組み状況〉

看護学科として作成した予算案が理事会で減額されたケースは今までに無く、看護学科の教育方針に沿った予算が確保されている。

観点 44. 当該教育課程の責任者は教学に必要な予算執行ができる。

観点 45. 教員は教育・研究に必要な予算の執行ができています。

観点 46. 教員の教育能力開発のために使用できる経費が予算化されている。

〈現状〉

看護学科における予算執行は看護学科長の承認に基づき行われており、年度ごとに教育研究活動費が各領域に配分される。配分は領域ごとの専任教員数に応じている(根拠資料 140：2019-2021 年度看護学科予算書、141：2021 年度教育研究活動費配分案 4 月教授会資料)。

教員の教育能力開発については FD・SD 委員会が担当しており、研修会を年間 2 回開催することを目標としており、予算化されている。この他に、京都大学で開催される教育研究フォーラムへ、毎年 2 名参加させることにしており、参加のための経費が予算化されている(根拠資料 142：2021 年度 FD・SD 委員会予算)。

〈課題と改善の取り組み状況〉

教学、教員の教育・研究として配分される予算の執行状況は担当委員会において、領域ごと、また教員個人についてモニタリングがあり、必要な予算が適切に運用されていることを確認している。これらの仕組みを継続するとともに、教員を対象とする運用に関する意向調査結果に基づいて、教育研究活動費・学生教育・実習費等運用委員会において改善を計画していく。

評価基準 3. 教育課程の評価と改革

評価項目：3-1. 科目評価・教育課程評価と改善

観点 1. 教育目標、DP の達成を目指して、教育課程が実際に展開されていることを確認し、評価している。

<現状>

看護学科内部質保証推進委員会規定により教育課程・学修成果の点検評価について明確に記載され、カリキュラム委員会規定には DP とカリキュラム内容の整合性の評価について明記されており、DP 達成を目指した教育課程展開のための仕組みがある（根拠資料 12：教育課程評価に関する規程、内部質保証推進委員会規定、カリキュラム委員会規定）。DP 達成のために評価基準の CR を設定し、すべての授業科目シラバスには授業目標に DP とそのレベルを明記している。e ポートフォリオシステムにより、学生自身が DP 達成に関するリフレクションを行う機会を学年毎に設けており、達成度を評価出来る仕組みがある（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p10-12CR、26：2021 年度シラバス作成ガイド、根拠資料 27：シラバス p193-198 看護総合演習Ⅰ、p350-356 看護総合演習Ⅱ、p484-493 看護総合演習Ⅲ、p541-550 看護総合演習Ⅳ）。

年度末には、学生によるカリキュラム評価を実施している。2020 年度は平成 29 年度カリキュラム改正の完成年度となり、カリキュラム内容および構成の調査を実施した（根拠資料 56：2020 年度カリキュラム構成に関する調査）。また、評価の一環として、拡大カリキュラム情報交換会を開催し、学生カリキュラム委員会と教員との意見交換を行っている。（根拠資料 144：2020 年度学年毎の DP 評価結果、145：拡大カリキュラム情報交換会お知らせ）。

DP とカリキュラムとの整合性については、DP モニタリングチームにより点検・評価・改善の取り組みが行われ、明らかになった課題について適切な対応部署に改善計画を求める（提言）仕組みがある。（根拠資料 146：2019 年度モニタリングチーム活動計画、147：2019-2020 年度雇用者アンケート報告書、148：2019-2020 年度卒業生アンケート報告書）。

<課題と改善の取り組み状況>

学生が十分に DP を理解していることが必要でありその実態が確認できていなかったため、e ポートフォリオを活用し、リフレクションで達成状況が確認できるような仕組みにシステムを改訂し運用している。2020 年度より各学年より学生カリキュラム委員を選出し、拡大カリキュラム情報交換会で学年ごとの意見を取りまとめて報告する仕組みを新たに設けた。これにより、カリキュラムアンケートに加え学生の意見を取り入れつつ改善を図ることが可能となった。

観点 2. 教員間で科目間の関連性を確認し、成果を評価する体制がある。

<現状>

教員合同会議やカリキュラム情報交換会で、科目間の関連性を確認するとともに、領域間横断科目である看護過程Ⅰ～Ⅲの積み上げや、本学の背骨科目である看護総合演習Ⅰ～Ⅳの科目のねらいについて討議され、DP モニタリングチームにより各科目内容および科目間の連動に関する課題の確認と改善を行っている（根拠資料 12：教育課程評価に関する規定等、25：カリキュラムツリー：149：看護過程Ⅰ-Ⅲ検討会議等資料、57：2020 年度教員による平成 29 年度カリキュラム評価アンケート結果の概要、150：2019 年度教学委員会 3 年生課題重複調査、151：2020 年度前期授業に関する講評と改善計画、50：2020 年度カリキュラム委員会活動報告書）。

<課題と改善の取り組み状況>

看護過程Ⅲでは各専門分野からの授業の課題が重複し、学生が提出に追われ各領域間で調整が必要となった。調査を実施し課題提出重複の是正が行われた。

2020 年度は平成 29 年度カリキュラム完成年度によるカリキュラム評価（教員別・科目別）、4

年生対象のカリキュラム構成に関するアンケート、学生による e ポートフォリオでの各 DP のリフレクション結果についての概要把握を行い DP モニタリングチームにより改善のための提案がなされた。DP1 では、看護総合演習が段階的に展開されている意義について、学生の理解が不十分であり、主体的な取り組みになりにくいことが課題として明らかとなった。それぞれの演習の前に、前回の総合演習との繋がりを説明していくなどの対応策が必要であることを科目担当教員に周知し、新年度の科目オリエンテーション時に学生に周知するなどの改善に取り組んでいる。

DP1 モニタリングチームでは、本演習科目の科目責任者間が科目の連動について協議する場を作り、実施評価と課題について討議し改善を進めている。

観点 3. 授業内容や教育方法について学生による満足度評価を組織的に行っている。

観点 4. 科目に対する学生からの評価（授業評価等）を組織的に行っている。

観点 6. 科目評価（授業評価）の結果を公表している。

<現状>

学生による授業評価は、FD・SD 委員会が統轄部門として、e ラーニングシステムを用いて半期毎に組織的に行っている。結果は半期毎に看護学科内部質保証推進委員会にて確認をし、課題の解決に取り組んでいる。また、授業評価は科目責任者に結果をフィードバックし、科目責任者からの講評と改善策の提出義務の仕組みがある。（根拠資料 8：FD・SD 規程、12：教育課程評価に関する規定等（看護学科内部質保証推進委員会規定など）、26：シラバス作成要領、31：学生による授業評価フォーマット、152：2020 年度授業評価アンケート、153：授業評価の実施について（教員向け）、154：2020 年授業評価前期科目一覧、155：2020 年度前期授業評価結果、151：2020 年度前期授業評価に関する講評と改善計画、156：2020 年度学生によるカリキュラム評価アンケート、57：教員による平成 29 年度改正カリキュラム評価アンケート結果の概要）

2019 年度より学年半期での評価の高い 3 教科について掲示およびホームページ上で公開を開始し、2020 年度から、全科目の評価と改善策を公表している。（根拠資料 157：e ラーニングでの授業評価の学生へのフィードバック、158：2020 年度前期科目授業評価内容のホームページ上の公開内容、159：2020 年度 FD・SD 委員会看護学科内部質保証推進委員会活動方針）

<課題と改善の取り組み状況>

科目責任者が授業評価への回答として作成した講評と改善策の公表については、授業評価を担当する FD・SD 委員会が学生に周知している。学生がこの公表をどの程度認識しているかを確認する必要がある。FD・SD 委員会では、確認結果に基づき授業評価の実施や教員からの回答公表の検討を推進することを 2021 年度委員会活動方針に挙げている。

観点 5. 教員からの教育課程に関する評価データを定期的に収集している。

<現状>

教員によるカリキュラム評価は、平成 29 年度から施行の現行カリキュラムが修了する学生が 4 年生となった 2020 年 11 月に「新カリキュラム評価アンケート」として、全教員を対象に、科目別、教員別に調査を実施した（根拠資料 57：2020 年度教員による平成 29 年度カリキュラム評価アンケート結果）。本調査は、4 年生学生を対象に同時期に実施した「カリキュラム構成に関する調査」結果と連動して分析し、現行カリキュラムの妥当性と課題を明らかにした。

<課題と改善の取り組み状況>

調査を通し、教育課程の編成・実施の方針について概ね適切という結果が得られた。しかしながら、一部の DP 涵養科目に関して、内容の重複や目的の達成への課題があることが明らかになった。明らかになった課題は、IR 委員会に報告し、対応部署に提言されカリキュラムの見直し

等に反映している。今後もこのようなサイクルの中で評価を継続していく必要がある。

観点 7. 評価データを教育課程の改善に活用する方策が明示されている。

<現状>

学生からの授業評価は、FD・SD 委員会から各科目担当教員にフィードバックされ、講評と改善案を公表することで教授方法の改善を促進している。学生および教員によるカリキュラム評価結果は、カリキュラム委員会で分析され課題を明確化している。これらカリキュラムの改善については明確に委員会規程に定められている。また、各委員会がとりまとめた評価結果は IR 委員会に提出される。IR 委員会では、それらの結果を統合し、改善の取り組みを担う必要のある委員会等に対する提言を作成する。提言は看護学科内部質保証推進委員会でさらに検討され、次年度委員会活動方針に提言内容を反映した活動目標を設定し具体的な活動を展開することを依頼している。(根拠資料 12：教育課程評価に関する規定(内部質保証推進委員会内規、カリキュラム委員会) 8：FD・SD 委員会、160：2020 年度第 11 回内部質保証推進委員会議事録、59：2019-2020 年度 IR 推進委員会からの提言、161：カリキュラム申請に向けた検討(2020 年度第 11 回カリキュラム委員会議事録)、162：2021 年度カリキュラム委員会活動方針(IR からの提言を受けた)、根拠資料 163：内部質保証についてのフロー図)。

<課題と改善の取り組み状況>

提言を反映した活動目標が実施され、教育の質改善につながっているかを評価することが必要である。カリキュラム委員会では、2022 年度改正カリキュラム作成の際に提言内容に基づくカリキュラム改善がなされるよう検討している。

観点 8. 評価データを用いて教育課程の改善を継続的に実施している。

<現状>

カリキュラム評価の結果はカリキュラム委員会にて共有され、具体的な改善はカリキュラム委員会の上位組織である教学委員会で審議され実行されている。科目ごとの評価は FD・SD 委員会による授業評価を受け、科目担当者が授業改善に継続的に取り組んでいる。本学科 DP に基づくカリキュラムにおける授業内容と方法や改善例などについて、教員と学生が情報交換し、より効果的なカリキュラムの運用の一助とすることを目的とする拡大カリキュラム情報交換会では、学生と意見交換を行い課題解決に当たっている。2020 年度より学生カリキュラム委員を新たに学年 2～3 名選出し、学生と課題について意見交換を行う仕組みを導入した。学生から挙げられた課題に対する改善を本情報交換会で公表している。(根拠資料 57：2020 年度教員による平成 29 年度カリキュラム評価アンケート結果、150：2019 年度教学委員会 3 年生課題重複調査、164：2020 年度第 1 回教学委員会議事録、145：拡大カリキュラム情報交換会お知らせ、165：2020 年度拡大カリキュラム情報交換会アンケート結果、根拠資料 50：2020 年度カリキュラム委員会活動報告書、53：学生カリキュラム委員の役割、166：2020 年度看護学科内部質保証推進委員会カリキュラム委員会 FD・SD 委員会活動報告)

<課題と改善の取り組み状況>

カリキュラム改訂で科目の内容が重複している新科目について、学生カリキュラム委員からの意見により授業内容の検討を行い、改善結果を拡大カリキュラム情報交換会で公表しているが、当該情報交換会に参加する学生は一部に限られるため、改善内容を十分周知する必要があった。2020 年度より各学年のカリキュラム委員を置くことで、委員を通じて全学生に改善の取り組み状況が伝達されるようになった。

観点 9. 教育課程は、高等教育政策や学協会の動向※)を踏まえ、構成されている。

<現状>

平成 29 年度改正カリキュラムにおいては、文部科学省の看護学教育モデル・コア・カリキュラムとの照合を行った（根拠資料 12：教育評価に関する委員会規程（カリキュラム委員会規定）、167：モデル・コア・カリキュラムまとめ報告書・照合表、168：モデル・コア・カリキュラムについてのカリキュラム委員会議事録）。

<課題と改善の取り組み状況>

照合の結果、災害看護が選択科目であり十分に教授されていないという課題が明らかになった。昨今の自然災害・世界的な COVID-19 パンデミックも緊急事態を総称する特殊災害に分類されることから、災害看護の学習時間の確保が必要である。また、災害・パンデミック状況下での健康危機管理的な講義の統合と必修化の必要性が明らかとなり、2022 年度の改正カリキュラム申請において新科目設置を検討することとなった。

評価項目：3－2．卒業状況からの評価と改善

観点 10. 入学年次別の卒業率、留年、休学、退学者数などの分析が組織的になされている。

観点 11. 分析に基づき、学習支援に必要な対策がなされている。

<現状>

本学では学年進行に伴う諸問題や学生生活支援を学生委員会が、欠席日数や課題の未提出などの教育的な問題を教学委員会が毎月学年担当教員を中心に組織的に支援している。分析結果から問題がある場合には個別面談やメールでの支援を行うことで、本学は91～98%の高い卒業率および例年0～2名の低い留年者数・休学者数・退学者数を保っており、進級率は96～100%と非常に高い。本学には複数の特徴ある学生支援システムが整っており、学習や学生生活に関する支援システムには学生アドバイザー制度や学生相談室などが挙げられる。これらの報告書は教学委員会・学生委員会で毎月報告・分析され、学生個々に必要な対策がなされている。またその支援の効果は翌月の教学委員会・学生委員会で報告・分析され、特別な配慮が必要な学生には学年担当教員が個別に面談・支援を繰り返すことで課題の改善を継続的に行っている（根拠資料 37：基礎データ 13・14、根拠資料 169：2020 年度教学委員会活動報告書）。

大学生活および大学での学習に問題を生じやすいのは初年次と、看護専門科目が開始し急激に学習量が増加する2年次であることが、教学委員会の検討で明らかになっている。そこで、1年生・2年生対象とした学生生活アドバイザー制度を設け、学生への支援を行っている。本制度では、学生6名と教員1名が担当し、比較的學生と年齢の近い助教、講師を充て、毎年教学委員会で決定、任命している。活動内容は年に2回のグループ会食、年に1回以上の個人面談であり、学生一人あたり3,000円のアドバイザー経費を予算化している。（根拠資料 170：学生アドバイザー担当教員一覧）

その他に1970年後半に学生会と医学科教学委員会との懇談会で発議され、当時の学生の要望によって設置された学生相談室がある。学生相談室には、精神医学講座所属の臨床心理士が配置されており、医学科・看護学科の学生が利用できる。学生の個人情報保護の観点から、学生からの情報開示がない限り、相談室の利用および相談内容について大学へ情報が提供されない仕組みになっている。例外的に学生の相談内容について大学への情報提供が必要であると臨床心理士が判断した場合は、学生の許可を取ったうえで、教学委員会・学生委員会に連絡がある。学生相談室の情報や利用案内については、全学年に配布するオリエンテーションガイドブックに掲載し、健康診断オリエンテーションで学生相談室の臨床心理士による説明を実施し、学生が安心して利用できるよう支援している。進級や健康状態、家族の諸問題など、重大な問題を抱えていると教学委員会が判断した場合、教学委員、教学委員長、学科長、学生部長で構成された学生就学支援チームが支援にあたっている。支援が必要な学生を担当する教学委員は、学生と履修プログラムについて話し合い、履修完遂に向け経年的な支援を行う。昨今、学生が就学を継続する上での問題や課題は、メンタルヘルス、学習に関連する障害、経済的な困窮など、内容が多岐にわたるため、随時チームで対応している。（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p142-144、根拠資料 169：2020 年度教学委員会活動報告書）

<課題と改善の取り組み状況>

年に1名程度の退学者や留年者が出ていることから、その原因等を突き止める必要がある。留年、休学、退学に対しては、各学年の教学委員、学生委員、学生アドバイザーで定期的な面談の他、医師でもある保健指導担当教員が心身のケアを行っている。毎年4月には全学生が看護総合演習科目で、1年間の学びに対するビジョンとゴールを設定し、担当教員と個別面談を行う（根拠資料 49：e ポートフォリオ学生ポートフォリオマトリクス）。個別面接では看護に対する意欲の確認や、適切な方向転換も含め、1年間の学習の方向を一緒に考えている。1年生の中に

は、医師や薬剤師を目指したものの合格したのが本学科だったということで入学してくる学生もいる。それらの学生の支援を早い段階から行うことで、適切な方向転換や看護学の学習継続を支援している。2～4年は前年度の学習についての DP に沿った自己評価も合わせて行う。ビジョン・ゴールは7月に再度、教員と面談して方向性に問題がないか確認する。在学中に限らず、どんな医療者になりたいのかを教員と一緒に考えるこの支援は、適切な方向転換を含めた学習継続への支援として、効果的な評価を得ている。一方で学生相談室は看護学科キャンパスに常勤の職員はおらず、利用者も少ない現状がある。学生のニーズを能動的に取得し支援する組織化を図る必要がある。

観点 12. 卒業時到達レベルの評価が組織的になされている。

観点 13. DP に照らして、看護職の免許取得状況が適切である。

観点 14. 免許未取得者がいる場合、その者への支援がされ、教育改善が検討されている。

観点 15. 学生の進路は教育理念と一致している。

<現状>

卒業時到達レベルについては、DP に沿った科目 129 単位（保健師の教育課程選択者は 136 単位）の習得を教学委員会で検討し、学位授与に値するかどうかを学生ごとに評価している。また学生は1年時からeポートフォリオを用いてDPの達成度を4件法で評価しており、4年間でDPをどのように達成できたか自己評価を行っている。同時に各科目での到達目標はDPに応じて設定しており、成績からDPの客観的評価を自己判断ができる（根拠資料 27：シラバス、49：eポートフォリオ学生ポートフォリオマトリクス）。卒業時には看護技術の卒業前トレーニングを附属病院看護部と合同で実施し、看護技術の確実な習得を支援している（根拠資料 24：オリエンテーションガイドブック p3-29、169：2020年度教学委員会活動報告書、根拠資料 171：2018年度技術補完演習概要・スケジュール）。

本学における看護職の免許取得率は100%（看護師過去5年100% 保健師直近3年は100%）である。本学のDPは本学の学祖 高木兼寛の建学の精神と信念のもと設定した教育理念「資質の高い看護実践者の育成」および、看護学への社会的要請に基づく教育目標を学士課程において達成するための方針であり、看護職の免許取得との齟齬はない。本学の高い免許取得率は、3年生より学生が主体となって自律的に国家試験対策模試を実施し、教員へ国家試験対策講義の依頼をして受講するしくみや、キャリア支援委員会や学生委員会の4年生担当委員を中心とした個別支援などによるものと考えられる。（根拠資料 37：基礎データ 15、根拠資料 45：慈恵HPより教育理念・教育目標）

国家試験受験に向けた対策としては、3年生より選出された国家試験対策委員が、看護学科保護者会から資金の補助を受け、主体的に低学年看護師国家試験対策模試と保健師国家試験対策模試を計画し受験している。4年生も国家試験対策委員が中心となって、複数回の看護師・保健師国家試験対策模試を計画し実施している。学生個別の成績把握については、4年生の看護研究指導教員が模試の結果を踏まえた学習プランを考え個別支援を行っている。4年学生委員会担当教員が学年全体への支援を行うが、主体は学生であり、自律的な国試対策がうまく循環していると考えられる。（根拠資料 54：3年国家試験模試一覧、55：4年生国家試験対策一覧）

また本学の特徴ある取り組みとして、毎年4月に2年～4年生を対象に科目横断総合試験を行っている。科目横断総合試験は、学生が自身の知識獲得状況を確認し、今後の学習課題を明確にした上で、主体的に学習を行っていくことを目的としている。試験結果は、試験当日に各分野の得点率とレーダーチャート、学年の順位、偏差値が可視化され、自身に必要な知識を特定できる。結果については、4月中に教員との個別面談を実施し、振り返る機会を設けている。これら

の取り組みが高い国家試験合格率に寄与している（根拠資料 172：2021 年度科目横断総合試験概要、根拠資料 37：基礎データ 15）。

過去に免許未取得がいた場合には、キャリア支援委員会が 4 年生担当教員と連携して、卒業後免許を取得するまで、在学生の模試や国試対策用講義に参加を促すなど、継続的な支援を行っている。

本学の卒業生の就職・進学はほぼ 100%が看護系である。これは教育理念の「資質の高い看護実践者の育成」と一致している。自身のキャリアプランを入学時から卒業時に至るまで高めていけるよう、毎年 4 月に全学年を対象に、卒業生によるシンポジウムを開催し、資格取得後のキャリア形成に対する支援を行っている。また 2019 年度のホームカミングデーでは、「専門職の会」を開催し、既に専門職についている卒業生の他、将来、保健師や助産師、各種専門・認定看護師を目指す在学生も参加している（2020 年度は COVID-19 の影響で冊子配布）。これらも本学の特徴を形作る特徴ある支援の一つと考えられる。就職支援に対しては、3 年次より附属病院の説明会への参加、卒業生との懇談会の開催を行うだけでなく、就職面接に対する支援や履歴書の添削など就職に関する支援も継続して行っている（根拠資料：基礎データ 16・17、根拠資料 173：2019-2021 年度シンポジウム開催概要およびシンポジスト一覧、根拠資料 174：専門職の会概要、根拠資料 175：2020 年度キャリア支援委員会活動報告書）。

<課題と改善の取り組み状況>

卒業時到達レベルの評価は、取得科目の単位認定による評価と e ポートフォリオによる学生の自己評価のみであり、客観的評価が課題である。他大学の取り組みや開発された評価システムについて情報収集し、当学科のカリキュラムに適した客観的評価の方法を検討している。（根拠資料 49：学生ポートフォリオマトリックス）

評価項目：3-3. 雇用者・卒業生からの評価と改善

観点 16. 卒業生に教育プログラムに対する満足度調査、卒業後の動向調査をしている。

観点 17. 卒業生からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。

観点 18. 卒業生の雇用先からの卒業生に対する評価を調査している。(推奨)

観点 19. 卒業生の雇用先から、教育プログラムの評価を受ける体制がある。(推奨)

観点 20. 雇用先からの評価を、教育課程の改善に結びつける仕組みがある。(推奨)

<現状>

本学では卒業時のカリキュラム満足度調査を行っていたが、DPに即した自己評価は行っていなかった。そのため2019年度から卒業生が毎年10月に集うホームカミングデーでの調査でDPに即した教育プログラムについても調査することとし、現在2回の集計を終えた。2019年度の回収率は参加者の73.3%と高かった。また本学看護学科で受けた教育プログラムが就職先で生かされていると思うかどうかをDPごとに尋ねた結果、DP1~7については9割を超えた。また当学科で学んでよかったと回答した卒業生は100%であった。想起バイアスがあることを鑑みても、本学の教育が卒業後も卒業生に根付き、生かされていることが評価されたと考えられる。一方で自由記載では、学部教育の中でリアリティーショックに対する教育など、卒後を見越した教育の必要性、国際的視野の強化について、検討が必要であることが明らかになった。2020年度はCOVID-19流行のためホームカミングデーが開催不可となったため、webでのアンケートを行った。1~24期生までの全卒業生に郵送したため、回収率は8.5%と低かったが、多様な卒業生から評価を得られたことで今後の看護学科の教育に重要な示唆を得ることができた。2019年度と同様に教育プログラムの評価を行った結果、DP1~7については肯定的評価が70%を超えた。一方でDP8「国際的視野」は30%にとどまった。また慈恵の看護学科で学んでよかったと回答した卒業生は96%であった。(根拠資料 37:基礎データ 18、148:2019-2020年度卒業生アンケート結果報告書)

雇用者に対する調査も同様に、2019年度からDPに即した教育プログラムについて調査を開始した。2019年度の回収率は附属病院では70部82.4%、外部施設では14施設60.9%と高く、概ね卒業生の雇用者評価として信頼できる回答となっていると考えられる。附属病院、外部施設のどちらも、看護学科のDP1、2、3、5、6、7については、その能力が業務に生かされていると思う割合が高かった一方で、DP4「地域医療連携能力」DP8「国際的視野」は比較的低い評価であり、カリキュラムの再検討が必要であることが明らかになった。2020年度は、附属病院は45部回収率90%、外部施設は14施設78%の回収率と高く、どちらも2019年度と同様の結果であった。(根拠資料 147:2019-2020年度雇用者アンケート報告書)

<課題と改善の取り組み状況>

上記より2019年度に抽出された課題は、“リアリティーショックへの対応・社会人基礎力の育成”、“臨床実践の強化”、“学生の自律性の育成”、“学生の適性にあった就職支援”、“教育内容の継続的な見直し(DPやCR等の見直し)”、“研究力の強化”、“看護学科における特徴的な活動に関する情報の効果的な外部発信”、“国際的視野の強化(DP8の強化)”など8項目であった。2020年度は“客観的に自己をとらえられるレジリエンス 環境適応力の獲得”“実習環境の改善”“卒業生人材を蓄積し有効活用するための名簿作成”などを加えた11項目であった。

上記の課題は速やかに在学生および雇用者、保護者、社会に向けて公表される必要があると考えられたため、在学生には4月のオリエンテーション、保護者・社会には大学のHP上で情報公開を行った。また分析結果は看護学科IR推進委員会が看護学科内部質保証推進委員会に提言し、同委員会から各委員会に課題を指摘したうえで課題解決に向けた活動方針作成を依頼した。例えばリアリティーショックへの対応への支援として、キャリア支援委員会では2020年度のホ

ホームカミングデーの鼎談テーマを「リアリティーショックに向き合う - 理想と現実 - 」とし、全卒業生に冊子を配布した。また JANP センターは COVID-19 感染拡大で戸惑いが大きかった新人看護師に対し、2020 年 4～5 月にいち早く看護部と協働して支援を提供する体制を組み実施した。キャリア支援委員会は Zoom を使った面接を卒業生と行って不安の解消に努めた。2021 年度もこれらの支援は継続し、ホームカミングデーは対象学年を拡大して卒後への支援も強化する予定である。（根拠資料 59：2019-2020 年度 IR 委員会から各委員会への提言、163：内部質保証についてのフロー図）

評価基準 4. 入学者選抜

評価項目：4-1. 看護学学士課程のアドミッション・ポリシー

観点 1. DP と整合性のあるアドミッション・ポリシーが明示されている

観点 2. アドミッション・ポリシーは高校生、高等学校教諭、保護者に分かる言葉で示されている。

<現状>

当学科の AP は、建学の精神・教育理念に基づくカリキュラムを履修し、DP を達成できる学生として 7 項目を設けている。すべての項目が、DP と連動していることを確認している。さらに、7 つの項目それぞれを、入学試験科目でどのように評価するかを、一次試験、二次試験毎に具体的に説明している。また、入学までに学んできてほしいこととして、高等学校等で身につけてほしい具体的内容を入学試験科目ごとに明示している。各項目の語尾は「～する人」という表現で統一し、当学科学生としてどのような人を求めるのかを、受験生や保護者、高等学校教諭らに理解してもらいやすいようにしている。（根拠資料 47：慈恵 HP より DP CP AP、根拠資料 19：募集要項 p1、176：東京慈恵会医科大学ホームページ内看護学科入試案内）

AP と DP の一貫性については、入試委員会（年間 19 回開催/2020 年度）において検討している。特に、2020 年度から開始した、学校推薦型選抜試験、一般選抜試験の可否判定基準や英語資格・検定試験結果利用における換算点算出方法を、AP における位置づけや DP の達成に向かう力という観点で検討し、決定した。学校推薦型選抜試験は「主体的学修能力」「課題解決能力」などの DP を高いレベルで達成できる素養をもつこと、また、一般選抜試験では英語資格・検定試験は DP「国際的視野」を達成できる素養をもつことを重視した（根拠資料 19：募集要項 2021（学校推薦型選抜）p5、6、177：学校推薦型選抜試験における評価観点と評価方法一覧）。

一般選抜試験においては、各試験科目と調査書、面接試験における評価観点を明示している。評価観点はいずれもすべての AP がどの観点に該当するかを説明している。これらは、表にまとめて提示することで、閲覧した受験生が理解しやすいようにしている。

<課題と改善の取り組み状況>

AP 内容の理解度、表現の伝わりやすさについて、閲覧した高校生、高等学校教諭、保護者から評価を得ていない。そのため、各対象からの情報収集を計画する必要があると判断し、実施を計画している。具体的には、入学生アンケート（毎年入学生に対し受験動機等について聞く）に当該項目の設定、学校推薦型選抜試験における指定校進路指導教諭へのヒアリング、保護者会へのアンケートの実施である。調査結果は、入試委員会における AP 見直しや DP との一貫性検討のための資料とし、修正時反映する計画である。

評価項目：4-2. 看護学学士課程の入学試験とその改善

観点3. 入学者選抜試験はアドミッション・ポリシーを反映した方法で実施している。

観点4. アドミッション・ポリシーと入学者選抜試験、それによる入学者の適性との関係を検証している。

観点5. 検証結果を入学試験の改善につなげている。

<現状>

APは、入試判定基準の根拠としている。一般選抜試験における試験科目の出題内容はAPに即しているか入試委員会で確認している。確認結果は、出題者にフィードバックし、次年度入試における作問に反映するよう依頼している。また、二次試験において実施する面接評価表各項目内容や表現、判定基準は、APをよりの確に確認できるよう、改訂を繰り返している。学校推薦型選抜試験においても同様である。すなわち、面接試験において、状況への判断や倫理的な考えを引き出す事例への回答からAPとして重視する他者の尊重や協働、創造性を確認できるようにしている。

APに基づく出題、判定基準により入学した学生のDP達成状況との関連について、卒業時の学生アンケートおよび成績評価により確認している。また、入学試験結果と在学中の成績および卒業時の成績との関連を、毎年、分析し評価している。結果からは、入学試験科目の成績が中位の者は入学後の成績の伸びが良いこと、面接試験結果が良好な者のほとんどは、成績上位となっていることが分かった。APに基づく入試方法が、DP達成につながっていることが確認できる結果となっている。この分析結果を入試委員会で確認し、一次試験における入試科目の設定、出題依頼、二次試験における面接評価観点検討の重要な参考資料としている（根拠資料56：2020年度カリキュラム構成に関する調査、178：〇期生入学試験結果と入学後の成績分析報告、根拠資料179：2020年度第7回入試委員会議事録抜粋）。

一次試験入試科目では、APに基づき基礎的な知識の保障として4科目設定を重視して継続している。二次試験面接では、事例への判断を問う面接項目を新しく設定するなどAPに則った判定方法と基準を毎年7月までに見直し、8月初旬には、判定方法と基準の方向性を明確にしている。

<課題と改善の取り組み状況>

改善を要する入学試験結果と在学中の経過および卒業時の成績との関連評価の分析を継続することが重要である。入試委員会だけでは分析時間の確保が十分ではないため、大手予備校に前年度の入試結果の分析と当年度の方向性について分析を依頼するなど、幅広く情報収集し、検証と改善を行う体制づくりをしていく。

また、2021年度入学試験から受け入れを開始した学校推薦型選抜試験による入学者についても入学後のフォローアップと分析を行い、選抜方法の改善を行う必要がある。教学委員会と連携し、入学後の面談、学修状況の確認等を行っていく。

観点6. 入学者選抜試験の公平さ、公正さが担保できるよう組織的に取り組んでいる。

<現状>

学校推薦型選抜試験、一般選抜試験の一次試験・二次試験における合否判定基準を明確にしている。各年度の合否判定基準は、入試委員会委員、学長、副学長、看護学科長が出席し8月に開催する看護学科入試検討会議において審議し決定している。学校推薦型選抜試験では、評価対象となる志願票、調査書、推薦書については何を確認するのかを明確にし、小論文では、ループリック形式の判定基準を用いた。面接では、評価表を作成し、いずれも複数で評価を行った。一般選抜試験の二次試験では特に「面接評価表」の活用により、面接委員個々の責任ある主観を尊重

しつつも、複数の面接者による AP および DP 達成という観点からの公平な評価となるようにしている。いずれの結果も、入試委員会による判定会議を経て、教授会議において合否判定基準を提示した審議により合格者を決定している。（根拠資料 177：学校推薦型選抜試験における評価観点と評価方法一覧）

入学試験実施に関する客観的評価の一環として、入学試験において試験監督者や面接を担当した教職員を対象にアンケートを実施し、入学試験実施における方法や課題について、幅広く情報収集している。アンケート結果から受験生にとって不利益となる事象が発見された場合には、当該担当者のヒアリングを実施し、改善方法の検討を入試委員会が行っている（根拠資料 180：2021 年度入学試験教員アンケート）。

さらに、「大学入学者選抜の公正に関する有識者答申（2019）」に基づく学長の指示により、入試委員会委員に対しては、入試委員以外の第三者となる教員や学事課職員による個別ヒアリングが入試終了後に実施される。入試方法の決定、問題作成、判定基準、委員の選定等に関するヒアリング結果は、大学の内部質保証推進委員会に報告され、公正・公平な実施状況であったかが検証されている。検証結果は、入試委員会にフィードバックされ、入試方法の改善や入試方針の決定に反映している。

<課題と改善の取り組み状況>

試験における評価基準や配点をできるだけ詳細に公開することや、合否判定会議に向けて実施している入試委員での打ち合わせ内容の議事録作成などが課題であった。評価基準や配点は、可能な限り詳細に掲載するよう募集要項を改訂した。また、合否判定会議に向けて実施している入試委員による打ち合わせは、入試委員会として位置づけ、学事課の参加と議事録の作成を実施した（根拠資料 19：一般入試 2021 年度学生募集要項 p5、6）。